

第5次焼津市総合計画

基本計画(案)

平成22年7月

第1章 基本計画の概要

1 策定の目的

基本構想で示す焼津市の将来都市像を実現するために、市民と行政がともに取り組むべき基本的な施策を総合的かつ体系的に明らかにし、施策を実行に移す政策体系（政策 施策 基本事業）を構築しました。

また、基本計画に掲げる 32 施策ごとに、施策の目的、現状と課題を明らかにして、計画期間内（平成 23 年度～26 年度）に実現すべき方針や目標を設定し、まちづくりを展開していくことを目的として、この基本計画を策定しました。

2 施策別計画の構成

区 分	内 容
施策の目的	施策の目的は「対象」と「意図」で構成されます。「対象」は、その施策を通じて働きかける相手（人やモノ）を指します。「意図」は対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態になればよいのかを表します。
現状と課題	現状と今後の対応が必要とされる課題について示しています。
施策の方針	今後、焼津市がどのような方針で課題を解決していくのかを示しています。
成果指標	施策の目的達成度を測る指標です。平成 21 年度の現状値を示し、平成 26 年度の目標値を示します。この成果指標と目標値を示すことにより、市民と行政が何をどれくらいまで実現したいのかという、明確で具体的な目標を持つことができるとともに、目標値の達成状況をチェックすることにより、計画の適切な進行管理を行います。
目標達成のための主な取り組み（基本事業）	施策の目標達成のために、それぞれの施策の下に位置付けた具体的な手段（事務事業）をまとめて示しています。
市民と行政の役割分担	目指す目標達成のために、市民に期待される役割と行政（市）が果たすべき役割を整理して示しています。

3 重点施策の設定

重点施策とは、「基本構想（まちづくりのビジョン）」の実現に向け、基本計画期間中に成果を重点的に向上させる施策をいいます。

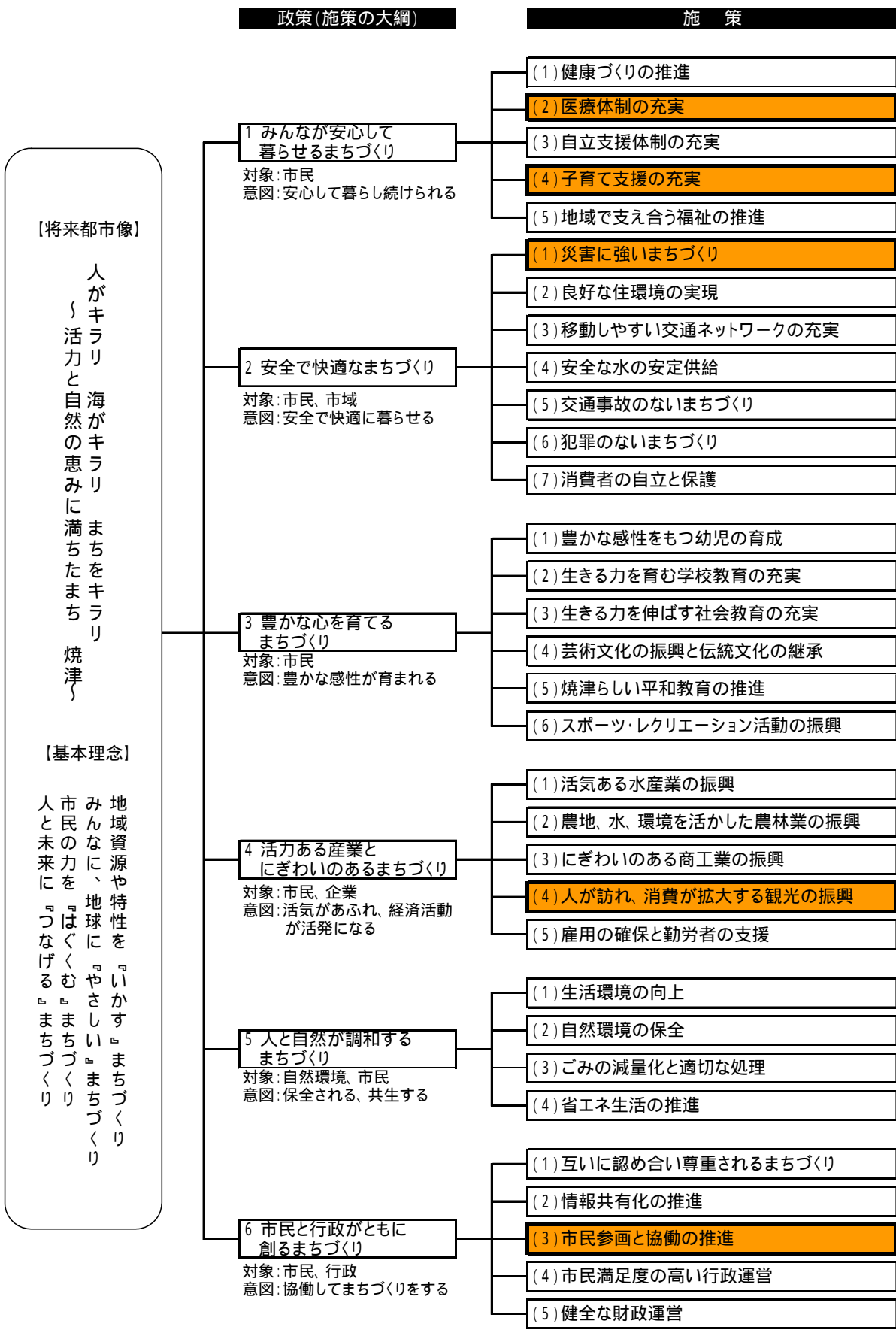
厳しい財政状況を踏まえ、効率的・効果的に課題解決を図り、他の施策に優先して資源配分（事業費または人件費など）を行い成果の向上を図ります。

重点施策

医療体制の充実
子育て支援の充実
災害に強いまちづくり
人が訪れ、消費が拡大する観光の振興
市民参画と協働の推進

写 真

施策の体系図



網掛けした5つの施策が「重点施策」です。

第1節 みんなが安心して暮らせるまちづくり

(1)健康づくりの推進

施策の目的

対 象	意 図
市 民	心身ともに健康になる

現状と課題

- ・健康意識は個人差が大きく、「自分の健康は自らつくる」ということを基本に、健康づくりの両輪である「運動」と「食生活」の改善のために健康管理を行う体制を構築し、啓発活動を推進する必要があります。
- ・生活習慣に起因する疾病が増えており、健全な食生活を送るなどの生活習慣病予防対策が必要となっています。
- ・職場におけるストレスなどによるうつ病対策として、メンタルヘルスの推進が必要となっています。
- ・近隣市町と比べ、特定健診や各種がん検診の受診率はかなり低い状況(藤枝市 47%、焼津市 27.7%)にあります。特に 40～60 歳代における特定健診や各種がん検診の受診率の向上を図るために、健康診断(健診)の受診方法の見直しが必要です。

施策の方針

- ・「やいづいきいきプラン 21」の計画の目標である(1)健康寿命の延伸(2)生活の質の向上(3)いきいきとした健康地域づくりを踏まえ、市民一人ひとりの健康についての意識を基本としつつも個人を支える地域活動の充実を目指します。
- ・「自分の健康は自らつくる」という自己管理意識のもと、健診の受診率を近隣市でのトップ水準をめざすことで「健康づくりに取り組んでいる人の割合」を向上させます。また、「各種健診で要受診となった人の割合」は、高齢化により高まるが見込まれるため、現在維持の水準を目指します。
- ・3大生活習慣病の患者数・死亡者数は、今後増加が見込まれますが、悪性新生物、心疾患については、増加を少しでも抑制することとし、脳血管疾患については、現状維持の水準を目指します。
- ・「運動の推進」と「食生活の改善」などの健康づくりに関する情報を発信し啓発に努め、身近なところで気軽に相談したり健康づくりができる体制づくりと健康増進施設の活用を図ります。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
健康づくりに取り組んでいる人の割合	%	60.2	65
各種健診で要受診となった人の割合	%	78.9	79
3大生活習慣病(脳卒中、心筋梗塞、悪性新生物)の患者数(国保)	人	2,071	2,000
脳血管疾患死亡者数 (人口 10 万人当りに換算)	人	90 (20 年度)	90
悪性新生物死亡者数 (人口 10 万人当りに換算)	人	273 (20 年度)	303
心疾患死亡者数 (人口 10 万人当りに換算)	人	161 (20 年度)	191

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
健康意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の維持増進を気にしない人もいるなど、健康意識の個人差が大きいことから、自分自身の健康に関心を持つよう啓発活動を推進します。 ・具体的には、健診未受診者への訪問活動や広報活動による呼び掛けを地域住民と共に行います。
学校・地域・家庭と連携した健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの時からの生活習慣が将来の疾病の原因となることから、学校や地域・家庭と連携し、生活習慣と健康の関係を理解するための情報提供を行います。また、集団生活の場である学校での感染症予防を行います。
成人保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の早期発見と早期治療のためには、健診の受診が不可欠であることから受診の呼びかけを強化するとともに、関係機関と協議し受診方法を見直します。 ・健診結果に基づく、生活習慣の改善を支援します。また市民による健康づくりの場として健康増進施設の利活用を推進します。
高齢者の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・元気に活動できる状態を保つために運動を通じた身体機能の維持・向上への取り組みを支援します。また、栄養についての助言を行い、年齢に応じた体力の維持を支援します。
地域における健康づくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体や福祉・保健団体が行う健康づくり活動（ウォーキング大会、公民館まつりにおける健康展、地域での健康講座の開催等）が幅広く展開されるように支援します。 ・健康づくり活動に積極的に取り組む人材や団体を育成します。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津の地域資源（魚、野菜など）の活用や、食品加工業者などとの連携により、栄養バランスの良い規則正しい食生活の普及に取り組みます。 ・子どもの個食の問題などの解決を図るため、心豊かな楽しい食生活の実践に取り組みます。
メンタルヘルスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスを推進するために広報活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

市民と行政の役割分担

市民

- ・健全な食生活、日々の運動の実践など健康づくりに努めます。
- ・各種健診の受診と早期治療を実践します。
- ・地域ぐるみでウォーキングなどの自主的な健康づくり活動を実践します。

行政

- ・健康教育、健康相談や訪問相談、定期健診などを実施します。
- ・健康づくりのための啓発を行います。
- ・関係機関との連携を図り、市民が主体的に活動できる健康づくりのための団体を育成します。
- ・健康増進施設の利活用を推進します。

(2)医療体制の充実（重点施策）

施策の目的

対 象	意 図
市 民	必要な時に良質な医療を受けることができる

現状と課題

- ・地域全体での医療水準の向上と医療サービスの充実を図るため、地域の基幹病院である市立病院が、高度な専門的医療を担い紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用を通じて、かかりつけ医の支援を行い、地域医療連携の強化を図る必要があります。
- ・市立病院は、医師の退職による一部診療科の休止などにより、入院・外来患者数が減少し、経営状況が悪化しています。必要な医師数を確保し、休止している診療科の再開など医療供給体制を立て直し、経営状況の改善を図る必要があります。
- ・市立病院は施設・設備の耐用年数を迎えます。また、急性期病院としての役割を果たすために必須である集中治療室（ICU）と、この後方病床である高度治療室（HCU）が設置されていません。機能面からの病院施設の整備方針の策定が必要です。
- ・市民に対して、疾病が重症となる前に医療機関に受診する、かかりつけ医を持つなど適切な医療受診を行うための情報提供や啓発が必要です。

施策の方針

- ・病診連携や病病連携を進め、必要なときに良質な医療を受けられる体制を構築します。
- ・市立病院については、
不足する診療科の医師を確保し、一般会計からの繰入が法定基準内となるよう経営改善を図ります。
施設の老朽化、診療所や近隣総合病院との役割分担等を考慮しながら病院の整備方針を策定します。
- ・「市内医療機関（医科・歯科）で受診した人の割合」、「身近な病院などの医療機関が整っていると思っている人の割合」、「人口に対する医師数・歯科医師数の割合、かかりつけ医を持っている市民の割合」について、医療機関の数は平成26年まではそれほど変わらないと思われるため、現在の水準が今後も続くと見込まれますが、少しでも数値を上昇させることとします。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
市内医療機関（医科・歯科）で受診した国保被保険者の割合 (うち医科の割合)	%	76.2 (74.8)	77.3 (75.9)
身近な病院などの医療機関が整っていると思っている人の割合	%	43.8	57.8
人口に対する医師数・歯科医師数の割合 (うち医師数の割合)	%	0.132 (0.095)	0.145 (0.103)
かかりつけ医を持っている市民の割合	%	60.9	68

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み (基本事業)	基本計画期間における取り組み方針
市立病院の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期病院としての役割を果たすため、高度医療機器の整備を行います。 ・老朽化した病院施設の整備方針を策定します。 ・医師が働きやすくなるため、「自分の専門領域の診療に専念できる」、「学習や生活のための時間がとれる」などの環境づくりを行います。 ・必要な医師数を確保し、休止している診療科を再開します。
救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・志太榛原地域救急医療センターが受け皿となり、夜間の一次救急医療に対応します。 ・夜間・休日の二次救急医療は、志太榛原医療圏の他の公立3病院と連携して対応します。 ・救急搬送体制を、現状の3隊から4隊に増強します。
病診、病病連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の紹介、逆紹介などの病診連携を進めます。 ・医療機器等の共同利用や開業医などの支援を行います。 ・地域医療連携パスを整備し、地域医療連携の強化を図ります。 ・市立病院で提供できない医療については、広域的な連携による医療機能の相互補完を図ります。
医療の適正受診の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病が重症となる前に医療機関に受診する、かかりつけ医を持つ、コンビニ感覚の受診をしない、救急車を適正に利用するなど適切な医療受診を行うため市民に対する広報活動（広報紙の活用や医療機関等でのポスターの掲示等）を行います。
医療保険の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・皆保険制度の確保のために、啓発指導を行い、安心して医療が受けられる保険制度を維持します。 ・倒産などにより解雇された市民に対する国民健康保険税の軽減などは継続するとともに、国民健康保険税の納付困難者に対する相談対応を行います。

市民と行政の役割分担

市民

- ・かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちます。
- ・いざという時の心構えを持ちます。（医療費などを用意しておく、患者としてのモラルを失わない）
- ・コンビニ感覚の救急受診をしないなど適切な受診を心がけます。
- ・救急車を適正に利用します。

行政

- ・救急医療体制を整備します。
- ・市立総合病院の健全経営を行います。
- ・救急搬送体制を増強します。
- ・医療機関の適切な受診、救急車の適正利用に関する普及啓発を図ります。
- ・近隣市町の病院間の連携や病院と診療所の連携等の地域医療連携を進めます。
- ・県と連携して、志太榛原二次保健医療圏の医療体制を整備します。
- ・保健医療制度や基準が改善するよう国や県に働きかけます。

(3) 自立支援体制の充実

施策の目的

対 象	意 図
福祉支援を必要とする人	自立して心豊かに暮らす

・「福祉支援を必要とする人」とは、経済的困窮者や高齢者、障害者等で生活上なんらかの支援や介助を必要とする人のことをいいます。

・「自立」とは、必要とする福祉支援を受けながら、生きがいを持って、自己選択、自己決定に基づく生活ができた状態をいいます。

現状と課題

・高齢化率の上昇などに伴い、福祉支援を必要とする人は年々増えています。また、社会保障費は、福祉サービス受給者の増加に伴い、年々増加しています。

・生活困窮者、障害者ともに自立をしていくためには、就労による経済的な安定が欠かせません。しかし、現下の経済状況では就職を確保することが困難であるとともに、障害者施設での就労継続事業にあっても、受注が困難な状況となっており、いかに収入の増加に結びつけるかが課題となっています。

・手帳を所持する障害者が増えている中で、入所・通所施設ともに不足を生じている状況にあります。就労支援施設やケアホーム等の施設の整備を促進する必要があります。

・高齢者が生きがいを持って自立した生活ができるよう、入所・通所施設等の住宅環境の整備を行う必要があります。一方で高齢者が自ら健康を意識し、自立に向けて個々に努力していくことが必要であるため介護予防事業など、高齢者の自覚を促す取り組みを推進する必要があります。

施策の方針

・生活困窮者には、セーフティネットの構築（就労・生活支援・住宅窓口の一本化等）を国の施策と合わせて行います。また、緊急措置を必要とする人に対しては、市の単独での援護を充実していきます。さらに、社会福祉協議会の実施する貸付事業との連携を図ります。

・障害者には、必要とされる施設整備やサービスの充実のための支援を行い、事業所に理解を求めて障害者の就労・自立的生活を支援します。「自身が望む生活ができている障害者手帳所持者の割合」については、施設が不足している状況において減少していく見込みのため、現状維持の水準を目指すこととします。

・高齢者には、住み慣れた地域で周囲の支援を受けながら自立した生活ができるよう介護予防事業等を行い高齢者の自覚を促すとともに、必要な介護サービスを提供し、高齢者の生活の質を高めます。また、それにより、増加が見込まれる「介護保険認定者で介護度が維持（または軽度化）できた人の割合」について、現状維持を目指します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
生活保護世帯が、保護を受けながら自立や社会参加に向けた取り組み（就労活動・健康維持・地域での行事参加など）をしている世帯の割合	%	79.1	90
自身が望む生活ができている障害者手帳所持者の割合	%	36.4	36.4
介護保険認定者で介護度が維持（または軽度化）できた人の割合	%	71.1	72
地域で自立した生活を送っている高齢者の割合	%	85.9	87

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
生活困窮者への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に対応し、セーフティネットの構築を行うとともに、緊急措置を必要とする人への短期的な経済的支援の充実を図ります。 ・就労対策をハローワークと連携して進めます。
障害者への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が必要とするサービスの充実を図るとともに、障害者の就労や自立的生活のための支援を行います。
要介護者への自立した生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で自立した生活が送れるよう、適切な介護サービスを提供します。 ・要介護状態が悪化しないよう、心身の維持・改善を図る介護予防事業を推進します。
高齢者への自立した生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で自立した生活が送れるよう、要介護状態とならないための介護予防事業を推進します。 ・地域や社会で孤立しないよう、必要な生活支援サービスを提供します。 ・高齢者の社会参加、生きがい確保などのため、就労などの支援を行います。
自立支援サービス体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等に充実した福祉サービスが提供できるよう、必要とする施設整備への支援を行います。 ・事業者との連携を図り、事業者が参入しやすい環境を整備します。

市民と行政の役割分担

市民

福祉支援を必要とする人

・自立に向けて、病気の治療、リハビリ、就労に向けた積極的な取り組みを行います。

福祉支援を必要とする人の親族等

・福祉支援を必要とする人への経済的・精神的な援助、生活面での手助けを行います。

地域

・福祉支援を必要とする世帯の見守り、社会参加を促進します。

事業所

・福祉支援を必要とする人（高齢者、障害者）の雇用に努めます。

サービス提供事業所

・福祉支援を必要とする人に対する適切なサービスの提供を行います。

・福祉事業に携わる人材を育成します。

行政

・福祉支援を必要とする人たちが、地域で安心して生活し、自立に向けた取り組みができるよう、市民に対する意識啓発、相談体制の充実を図り、金銭的な給付を行うとともに、安定的なサービスが提供できるよう施設の充実を図ります。

・静岡福祉大学など関係機関と連携しながら人材の育成を図ります。

・十分な経済的支援やサービス提供が行えるよう、国や県に制度の拡充を働きかけます。

(4)子育て支援の充実（重点施策）

施策の目的

対 象	意 図
・現在の子育て世代(妊産婦・保護者) ・将来の子育て世代	安心して産み育てることができる

現状と課題

- ・核家族化の進行や情報化社会の進行により様々な情報が溢れる中で、子育て経験の乏しい保護者が悩みを抱え、孤立化するケースが増えています。相談や保健指導体制の一層の充実を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支援する環境を整えていく必要があります。
- ・保護者の就労や女性の社会進出が進み、保育ニーズの増加への対応や、子どもの一時預かりを民間と連携して整えるなどの支援体制の充実を図る必要があります。
- ・子育てに係る経済的負担の軽減のためには、国や県による諸手当や支援制度の啓発、活用の促進を図る必要があります。

施策の方針

- ・「人口1000人当たりの出生数」は、減少傾向にありますが、現状水準9.5人（平成22年3月31日現在）を維持します。
- ・いつでも親子同士が交流できる体制、安心して相談できる体制の充実を図ります（公助・共助を高めます）。
- ・保護者・子どもに関する保健指導体制の充実、さらに保護者が安心して働きながら子育てできる支援体制の充実を図ります。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
人口1000人あたりの出生数	人	9.5	9.5
安心して産み育てることができると思っている人の割合	%	56.2	70

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも親子同士や世代間の交流ができる体制づくりを推進します。 ・安心して相談できる体制の充実を図ります。 ・将来、子育てを行う世代への情報提供の充実を図ります。 ・幼児から児童、生徒や家庭に関わる相談、支援を効果的に進めるため福祉事務所、保健センター、教育委員会や地域との連携を強化します。 ・子育てに関わる経済的負担の軽減のため、国や県による諸手当や支援制度が活用されるよう、その内容などについて周知を図ります。
子育てを支援する環境の整備	保護者も子どもも安心して遊べ、交流できる場の充実を図ります。
母性・父性と子どもの健康の確保および推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母親・父親への子育て教育や相談等の妊娠から出産、乳幼児期までの保健指導を強化します。 ・不妊治療の助成などの支援を拡充します。
仕事と子育ての両立	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童ゼロを目指し、子どもを預けたい時に預けることができる保育、学童のサービスの充実を図ります。

市民と行政の役割分担

市民

- ・保護者は、子育ての第一の責任者として家族で助け合い、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- ・地域は、地域ぐるみで子育てを支えていくとの意識を持って保護者、子どもに接します。
- ・事業所は、国等の子育て施策を認識し、労働環境整備に努めます。

行政

- ・国、県とともに保護者の支援に努め、将来子育てを行う世代への情報提供や環境整備を行います。
- ・子育て世代の経済的負担の軽減が図られるよう国や県に働きかけます。

(5) 地域で支え合う福祉の推進

施策の目的

対 象	意 図
市民	地域で互いに支え合う

現状と課題

- ・地域で互いに支え合うためには、日常的な隣近所の付き合いが欠かせません。しかし、近所での支え合いを行っている市民の割合は3割程度となっており、市民一人ひとりの近所付き合いは希薄化していることが懸念されます。市民の日常における隣近所のお付き合いや困った際に助け合える関係の再構築に向け、世代間交流や福祉体験、意識啓発を行う必要があります。
- ・ボランティア連絡協議会に加盟していないものの、実際にはミニディサービスなどを行っている団体は数多く存在しています。社会福祉協議会とも連携して加盟の促進を図り、交流を通じて組織の資質の向上、活動の活性化を図る必要があります。

施策の方針

- ・市民の日常における隣近所のお付き合いや困った際に助け合える関係の再構築に向けた意識啓発を進め、公民館単位で行われている地域福祉活動を支援します。「近所での支え合いを行っている市民の割合」については、今後も近所同士の付き合いが希薄になっていくと予想されるため、現状水準の維持を目指します。
- ・福祉団体が行うボランティア活動については、活動拠点「ボランティアビューロー福祉の広場」の提供を継続するとともに、社会福祉協議会と連携し、新たな団体のボランティア連絡協議会加盟を促進します。
- ・大規模災害など、行政だけでは対応が困難となることが予想される際に、地域住民相互の協力が得られるようなシステムをつくります。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
近所での支え合いを行っている市民の割合	%	32.4	32.4
ボランティア連絡協議会の参加団体の登録者数	人	780	880
(災害時要援護者支援に協力いただく市民の数)	人		

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み (基本事業)	基本計画期間における取り組み方針
支え合う意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の関係の再構築に向けた意識啓発を進め、地域福祉活動を支援します。 ・地域住民相互の協力が得られるシステムづくり（困っている人を支えるための体制づくりと役割分担、情報提供など）を進めます。
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し、地域における福祉活動の核となるボランティアを養成します。 ・活動の場を提供するとともに、社会福祉協議会と連携し、ボランティア連絡協議会への加入を促進します。

市民と行政の役割分担

市民

市民

- ・近所同士の声かけなど地域福祉活動を実践します。
- ・福祉活動への積極的な参加や地域の福祉団体（ボランティア団体等）への協力をします。

社会福祉協議会

- ・地域福祉のための団体の育成など組織体制づくりや人材育成を図ります。

福祉団体

- ・行政と連携し、地域福祉を広めるための市民への啓発・活動を行います。

行政

- ・社会福祉協議会や福祉団体への支援をします。
- ・地域福祉活動に対する意識啓発、活動の場（施設）の提供や人材の育成をします。
- ・地域福祉活動に対し経済的支援が図られるよう国や県に働きかけます。

第2節 安全で快適なまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり（重点施策）

施策の目的

対 象	意 図
市民、市域	災害から生命・財産が守られている

現状と課題

- ・焼津市は、東海地震の地震防災対策強化指定地域に指定され、近い将来大地震の発生が予想されています。市民一人ひとりの防災意識の高揚、自主防災組織の充実強化を図る必要があります。
- ・市有公共建築物の耐震化については、学校施設の耐震化が完了後、早期に着手する必要があります。また、住宅や民間建築物についても、耐震化を促進する必要があります。
- ・海岸部においては、地震による津波や高潮による被害が想定されます。堤防、防潮堤、河川水門の整備や陸閘の遠隔操作化などの対策を引き続き進める必要があります。
- ・市内には治水安全度の低い地域があり、中小河川の改修などの浸水対策を推進する必要があります。
- ・北部の東益津地区には、土砂災害が発生しやすい箇所が存在しており、土砂災害対策を推進する必要があります。
- ・市内南部地区などの海岸では浸食が進み、台風等の高波による近隣住民への危険性が高まりつつあるため、焼津・大井川海岸を保全する必要があります。
- ・消防救急業務については、災害や事故の多様化・大規模化などに対応するため、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保などが求められています。消防救急の広域化により、施設、人員、車両、資機材等の適正な配置を行うなど消防力を強化する必要があります。

施策の方針

- ・平成27年度末までに「焼津市は災害への備えができているまち（災害に強いまちづくりに取り組んでいる）であると思っている人の割合」（平成21年度47.4%）を75%（4人に3人）にします。
- ・平成27年度末の耐震化率を、住宅90%、市有公共建築物100%とします。
- ・平成27年度末までに県の推測による東海地震被害想定（死者283人（うち建物倒壊で248人、津波18人））を半分にします。
- ・災害に備える意識の向上や地域の防災力の向上等、自助、共助を高めます。
- ・水害に対応するため、県と連携して河川の整備を進めます。
- ・土砂災害に関しては、県と連携して住民への周知を図り、監視を強化します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
災害に備えている人の割合	%	45.2	55
地域における防災活動を認知している市民の割合	%	51.9	62
焼津市は災害への備えができているまちであると思っている人の割合	%	47.4	65
住宅の耐震化率/市有建築物の耐震化率 (住)は民間住宅、(市)は市有公共建築物)	%	(住)77.6 (市)78.7	(住)88.0 (市)95.0
人口1万人あたりの出火率	%	3.3	3
水害による浸水戸数(床下/床上)	戸	(床下)0(床上)0	(床下)0(床上)0

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み (基本事業)	基本計画期間における取り組み方針
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での自主防災組織の活動に積極的に参加するよう働きかけます。 ・防災訓練や広報紙などにより、地域の災害に関する情報を認識してもらい、普段から災害に対する備えをしてもらえるよう市民に働きかけます。
防災情報の収集伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの防災情報を瞬時に市民に提供できるシステムの整備を行います。 ・地域防災無線や同報無線のデジタル化に伴い、焼津地区と大井川地区のシステムを統合します。
消防・防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急の広域化により、消防力の強化を図ります。 ・自主防災組織が保有する資機材の充実を図り、災害発生時の活動に加え、避難所づくりなど復旧活動に対応できるようにします。 ・地域での防災活動を担う組織や人材を育成します。 ・災害時に必要な資機材の更新・整備を行います。
耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化を進めます。 ・民間の建物については、耐震に関する補助を引き続き行います。
防災インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の市民生活の安全確保のため、避難施設を整備します。 ・中小河川を改修し、治水安全度を高めます。 ・津波対策として、航路水門の設置を引き続き県に働きかけます。 ・急傾斜地における土砂災害対策を推進します。 ・緊急輸送路、避難路の改修・整備を進めます。
火災の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・春季・秋季の年2回の「全国一斉火災予防運動」に合わせ、火災予防啓発活動を実施します。 ・高齢者を火災から守るため、高齢者住宅に対し、住宅防火診断を実施します。 ・ホテルなど多数の収容人員が見込まれる施設での避難訓練に対して訓練指導を実施します。 ・住宅火災による死傷者を防ぐため、住宅用火災警報器の設置を各戸訪問などにより、市民に働きかけます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民は、災害に備え、日頃から各家庭でできる防災対策を実施します。
- ・地域は、日頃から災害に備え、防災活動を行います。また災害発生時には、自主防災会等地域住民の力を結集し、災害活動と復旧活動に努めます。
- ・事業所は、災害に備え、各事業所内での防災対策を講じるとともに、災害発生時には、地域における災害活動、復旧活動に協力します。

行政

- ・市民の生命と財産を守るとともに、市が管理する各種公共施設を安全な施設とするための施策に取り組みます。
- ・災害後の復旧活動に市民、地域、事業所とともに取り組みます。
- ・県と連携して、市民に防災情報を提供することにより、市民の防災意識を啓発します。
- ・国や県と連携して、河川、港湾、海岸などの施設を整備し、維持します。

(2) 良好な住環境の実現

施策の目的

対 象	意 図
市民、市域	住みやすくなる

現状と課題

- ・良好な市街地形成のため土地区画整理事業などを実施し、市街地整備や公園整備を進めてきており、市民の住宅や街並みが良好であると感じる割合も高い水準にあるものと考えられます。一方で狭隘道路や老朽化した住宅が残っている地域があり、改善に向けた対策が求められています。
- ・土地区画整理事業は、事業費の確保を図り、事業計画に沿って確実に事業を進めていくことが求められています。また効率の良い市街地整備手法の検討を早急に進める必要があります。
- ・公園に関しては、「近くに公園がない。」「広い公園がない。」「利用したい施設がない。」という意見が多く、早期に公園を整備することが求められています。また、すでに開設された公園については、多くの市民が公園管理に参加するような仕組みの構築が求められています。
- ・特に市街地においては、宅地開発により緑地（農地等）は著しく減少しているため、市内全域で住宅地や事業用地の緑化の推進を図るよう、新たな取り組みが必要です。
- ・安心して住みやすい空間の実現のため、低額所得者や高齢者等をはじめとした住宅困窮者に対しては、低廉で良質な公的住宅の確保などの対策が求められています。

施策の方針

- ・良好な市街地形成のための区画整理事業の早期完成を目指します。
- ・密集住宅市街地に関しては、重点整備地区の早期完成を目指します。
- ・災害時の避難場所ともなる防災公園や一時避難地となる地域の公園の整備を推進します。
- ・開発行為等の土地利用については、適正な誘導などを行います。
- ・高齢者の居住安定確保などの居住環境の向上を図ります。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
住宅の快適性の面の満足度	%	70.6	75
良好な街並みだと思っている人の割合	%	57.9	60
市街地整備率（＝区画整理、住宅市街地総合整備事業、比較的大規模な開発行為の実施済面積/市街化区域面積）	%	35.7	38.2
身近に花や緑が多いと思っている市民の割合	%	69.4	70
市民一人あたりの公園面積	m ² /人	4.5	5.0

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
良質な住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住環境を形成する区画整理事業や住宅市街地総合整備事業の早期完成を目指します。 ・ 地区計画制度の活用などにより、民間による良質な住宅地形成を図ります。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・事業所に、生垣づくりのPRを行います。 ・ 屋上緑化や壁面緑化など新たな緑化形態について検討し、緑地の確保を図ります。 ・ 公共施設としては、身近に緑がある環境づくりのため、都市公園の整備や街路の緑化の拡充を進めます。
良好な景観の保全と形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木屋川桜や花沢の里など市民が誇れる景観を保全するとともに、港町らしい景観創りに取り組みます。 ・ 市の中心部における住宅市街地総合整備事業計画区域内の重点整備地区の整備に合わせて、電線地中化を進め、良好な街並みを創出します。
適正な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用の構想に基づき、新インターチェンジ周辺などに新たな産業創出エリアを設定し、にぎわいづくりを進めます。 ・ 開発行為等については、関係法令等の適正な運用のもとに適切な土地利用を推進します。
居住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅における建て替えや住民ニーズに合わせた住戸改善を行います。 ・ 高齢者等の居住安定確保や子育て世帯の住宅確保のため、住生活基本計画に基づき、民間賃貸住宅の借り上げによる公営住宅や特定優良賃貸住宅制度、高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用などを進めます。 ・ 密集市街地における老朽住宅に関しては、建て替えを促進します。

市民と行政の役割分担

市民

市民、事業者

- ・ 住んでいる地域のまちづくりには、積極的に参画し、市民主体のまちづくりを進めます。
- ・ 自宅や事業敷地の緑化などに努めます。
- ・ 公園などの公共施設の管理において、市民ができることは、市民の力でいきます。
- ・ 建築物等の適切な維持管理に努めます。

宅地開発業者

- ・ 宅地開発関係法令等を遵守し、良好な環境の創出に努めます。

行政

- ・ 積極的にまちづくりへの市民参画の機会を設けます。
- ・ 都市計画に関わる各種制度などを周知します。
- ・ 土地区画整理事業や公園整備事業、住宅供給事業などを通じて計画的な住環境の整備を進めます。
- ・ 法令や基準の整備を通じ、適切な誘導が図られるよう、国や県に働きかけます。

(3)移動しやすい交通ネットワークの充実

施策の目的

対 象	意 図
市民、市域	移動しやすくなる

現状と課題

- ・幹線道路については道路整備事業や区画整理事業の進展により、着実に整備率が向上しており、このことが、市民が道路を円滑に通行できるとの実感に結びついています。しかし国道 150 号三和交差点付近、富士見橋や焼津榛原線太平橋などにおける慢性的な渋滞の解消、静岡空港へのアクセスの向上更には市内の幹線道路ネットワークの充実を図るために、国・県に対して事業のさらなる推進を要望していく必要があります。
- ・生活道路については、市内には依然として狭小な道路が多いことから、市民からは歩道を含め道路整備を望む意見が多数寄せられています。また、歩行者や自転車が安全で安心して通行できる道路の整備に関する意見や要望も多く、成果水準も比較的低い状況にあります。このため、優先性を見極めながら、効率的で効果的な道路整備を推進する必要があります。
- ・バスの利用に関しては、路線バスの減少に伴い、利用しにくい状況になっています。高齢者や障害者などの日常の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、長期的な視点に立った持続可能な交通ネットワークの再編に取り組む必要があります。
- ・東名高速道路焼津・吉田間への新インターチェンジの設置は、地域の慢性的な交通渋滞の緩和と東海地震などの災害時における緊急輸送路の確保、さらには地域経済の活性化や新規産業の誘致などが図られるものと期待されています。関係機関との協議を進めることで合意形成を図るとともに、地元自治会等に対しては十分な情報提供と調整を図りながら、計画的に事業を進めていく必要があります。

施策の方針

- ・道路の整備においては、効率的・効果的な整備を進めるため透明性を確保するなかで整備優先路線を定め、優先度の高い路線から整備を進めます。
- ・新たに整備されるインターチェンジへのアクセスの確保や幹線道路ネットワークの充実により利便性の向上を図ります。
- ・生活道路や歩行者・自転車が安全で安心して利用できる道路の整備を進めます。
- ・公共交通機関に関しては、地域公共交通総合連携計画の中で、自主運行バスの路線の再編を含め検討し、利便性の高い移動手段の確保を目指します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
幹線道路の整備が進み、車やバイクで移動するときに円滑に道路を通行できるようになったと思う市民の割合	%	62.6	65
生活道路の整備が進み、車やバイクで移動するときに円滑に道路を通行できるようになったと思う市民の割合	%	53.7	55.2
市内の道路を徒歩や自転車で通行するとき、安心して快適に通行できていると思う市民の割合	%	38.8	40.3
市内のバスが利用しやすいと思っている市民の割合	%	21	25
市内の駅が利用しやすいと思っている市民の割合	%	56.1	58.1

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
円滑に移動できる道路づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路焼津・吉田間にインターチェンジを新設します。 ・幹線道路の未整備区間（優先整備路線）の整備を進めます。
安全な道路づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、歩道の整備や歩車分離を進めます。 ・生活道路に関しては、交通量や通学路であることなどを考慮し、優先度の高い道路から、整備を進めます。 ・道路の維持管理は、定期的な道路パトロールによる補修個所の早期発見・早期補修を行うなど適切に管理します。
公共交通体系の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画に基づき、自主運行バスの路線の再編を行うなど、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

市民と行政の役割分担

市民

市民

- ・道路整備などの公共事業について、その必要性を理解し、協力します。（必要に応じた計画策定段階からの参画、道路の維持管理等）
- ・交通安全や排ガス等の環境の観点からも、バス等の公共交通機関を積極的に利用します。

公共交通機関を運営する事業所

- ・電車・路線バスの安全運行を実践し、定時性の確保に努めます。

行政

- ・市内の幹線道路網のうち、国道・県道の整備や維持管理を行います。
- ・幹線道路や生活道路、駅前広場などの基盤整備や補修等の施設の適切な維持管理を行います。
- ・移動手段の確保や公共交通バスの充実を図るため、事業者や利用者との協議・調整を積極的に進めます。
- ・国道・県道の整備や維持管理について県に働きかけます。

(4) 安全な水の安定供給

施策の目的

対 象	意 図
市民、市域（給水区域）	安全な水道水を安定的に使用することができる

現状と課題

- ・水道水の安全性や安定供給に関しては、現時点で高い水準の成果が実現できています。しかし、水道施設の老朽化が進み更新時期を迎えているため、施設の更新・耐震化を計画的に進めていく必要があります。また、水需要の伸びが期待できない中、効率的な経営を心掛けるとともに、適正な財源の確保を図る必要があります。
- ・市民意識調査などから、市民の水質に対する関心が高くなってきていることがうかがえます。ホームページや広報紙など各種媒体を利用し、水道水の安全性や節水の必要性などを市民に伝える必要があります。

施策の方針

- ・現状の高い成果水準を維持することを基本とします。施設の老朽化に対応し、施設の更新・耐震化を進めます。
- ・水の安定供給に必要な財源を確保するとともにさらに効率的な経営の実現に取り組みます。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
水道水が安全と思っている人の割合	%	78.8	83
断水もしくは給水制限があった時間	時間	70	60

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
水質の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・原水、浄水や給水の水質検査を定期的実施し、その検査結果を市民に公表します。
水道施設の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・配水場関連の施設は、日常の点検や定期的な診断を徹底することにより設備の長寿命化を図ります。また、長寿命化が困難と判断された施設については、計画的な更新を行います。 ・管路についても、同様に計画的な更新を行います。
水源の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の監視と井戸ごとの経年劣化を考慮した定期的な井戸の調査を行い、水位・水質の監視を徹底します。 ・井戸からの取水量の低下などが確認された場合には、緊急度の高いものから更生修繕などを行い、機能の回復を図ります。 ・複数の水源（自己水源と静岡県大井川広域水道からの受水）により、水の安定供給を図ります。
経営の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄のない事業運営のための最大限の企業努力を実施します。 ・建設改良事業については、焼津市水道事業中期経営計画に基づいて実施します。
水道の適正利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管の漏水原因の多くを占める鉛製給水管の取り替えや受水槽の適切な管理など、個人が所有する給水装置等の適正利用を促進します。 ・ホームページなどで節水の必要性を市民にPRします。

市民と行政の役割分担

市民

- ・給水装置（水道本管から蛇口まで）を適正に維持管理します。
- ・水道水を適切に利用します。

行政

- ・水道施設を適正に維持管理し、市民に対し安全な水道水を安定的に供給します。
- ・効率的な事業運営を行い、水道事業の健全経営を維持します。

(5)交通事故のないまちづくり

施策の目的

対 象	意 図
市民、市域	交通事故にあわない、起きないようにする

現状と課題

- ・焼津市における交通事故は、減少傾向にあるものの県内の市町の中では、事故総件数でワーストの上位となる状況が続いています。中でも交差点事故（主に出合頭事故）が多いという特徴があります。また、高齢者事故、自転車事故や児童・生徒の事故も依然として多いため、これらの事故の分析や検証結果を基に、関係機関と連携して対策を行う必要があります。
- ・今後の交通事故防止対策としては、「自らの安全は自らが守る」の原点に立ち、市民一人ひとりが交通ルールとマナーを遵守することの重要性を十分に理解してもらう必要があります。市民の交通安全意識を高めるために、警察や自治会などと連携・協働した中で交通安全の啓発を行っていく必要があります。
- ・交通安全の充実を図るために、交通安全施設（安全な歩行帯の整備やカラー標示による注意喚起など）の整備を行う必要があります。

施策の方針

- ・「自らの安全は自らが守る」の原点に立ち、市民一人ひとりが交通ルールとマナーを遵守することを働きかけます。
- ・交通事故が多発している区域については、事故分析や検証を行い重点的に交通安全対策を実施します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
交通事故発生件数	件	1,339	1,100
交差点事故件数(「交通事故発生件数」の内訳)	件	623	512
高齢者事故件数(「交通事故発生件数」の内訳)	件	374	361
児童・生徒事故件数(「交通事故発生件数」の内訳)	件	158	130
交通ルール・マナーを常に守っている市民の割合	%	48	60

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
交通安全意識の向上	・警察、交通安全協会、自治会などと連携し、市民、道路利用者に対する啓発活動を実施します。
高齢者に対する交通安全対策の推進	・高齢者向けの交通安全の啓発として、運動能力や認知力が低下することから、ゆとりをもった運転や歩行を心掛けるなどの働きかけを行います。 ・自転車の乗り方指導などの充実を図ります。また、自動車運転免許証の返納制度をPRしていきます。
児童・生徒に対する交通安全対策の推進	・交通ルールを身につける年齢の子どもを対象に交通安全教室を開催するとともに、自転車の乗り方指導などの充実を図ります。
交通事故の起きにくい環境整備	・交通事故の分析や検証結果を基に、関係機関と連携して対策を検討し、交通安全施設の整備（安全な歩行帯の整備やカラー標示による注意喚起など）を実施します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民は、交通ルールやマナーを守り交通安全に努めます。
- ・地域・事業所は、交通安全活動の実施により、交通安全意識の普及や徹底を図り、交通事故の防止に努めます。

行政

- ・関係団体の協力を得て、交通安全街頭キャンペーン等の事業を実施し、交通事故防止を啓発します。
- ・車や自転車、歩行者の安全な通行を確保すべく、交通安全施設（歩道、交差点内のカラー化など）の整備を進め、交通事故防止に取り組みます。
- ・必要に応じた交通安全施設の整備がなされるよう県に働きかけます。

(6)犯罪のないまちづくり

施策の目的

対 象	意 図
市民、市域	犯罪被害にあわない、犯罪が起きないようにする

現状と課題

- ・焼津市における犯罪件数は、減少傾向にあり、県内の市の中では平均的な水準ではあるものの藤枝市や島田市など近隣市よりは多い水準となっています。犯罪の中で最も多いのは窃盗犯であり、中でも自転車盗が最も多く、次いで車上ねらい、万引き、空き巣が多い状況にあります。
- ・市民の防犯対策については、市民意識調査結果から個人レベルでの防犯意識が高いとはいえない状況にあります。市民一人ひとりに防犯意識を持ってもらうよう、広報紙による啓発や防犯講座などの開催を進めていく必要があります。
- ・地域の防犯活動を活性化させ、高齢者や障害者、子どもなど犯罪被害者となりやすい人への防犯に関する啓発活動を進めていく必要があります。

施策の方針

- ・「自分のまち、自分の身は自分で守る。」という意識のもと、市民、地域における防犯活動を促進します。
- ・交通の利便性の高いインターチェンジ付近での犯罪や、駅やスーパーでの自転車盗が多いことから周辺住民や利用者への啓発運動により、成果向上を図ります。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
犯罪件数 (1/1 ~ 12/31 の 1 年間)	件	1,412	1,000
家庭で防犯対策を行っている市民の割合	%	21.8	35.0
地域の防犯活動を行っている市民の割合	%	8.0	10.0

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分の身は自分で守る。」という意識を持ってもらうことが犯罪被害にあわない上で重要であり、犯罪発生等の情報提供や防犯講座などの開催を進めていきます。特に犯罪被害者となりやすい子どもの安全確保や高齢者に対する詐欺被害防止などを呼び掛けていきます。
犯罪を起しにくい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が行う防犯施設（防犯灯等）の設置を支援することで、犯罪が起こりやすい暗がりを減らす取り組みを促進します。
地域防犯対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全中学校区での地区安全会議の設置を呼び掛け、地域における防犯活動を支援します。 P T Aなど防犯活動を行っている団体等との連携を働きかけることで、地域全体での防犯活動を展開します。

市民と行政の役割分担

市 民

市民

- ・「自分のまち、自分の身は自分で守る。」という意識を持つためにも自らが防犯対策を行います。
- ・地域の防犯活動として防犯パトロールなどの自主的活動に積極的に取り組みます。

地域

- ・犯罪をおこしにくい環境とするため防犯パトロールや防犯灯の設置など地域としての防犯活動に取り組みます。

事業所

- ・自らが所有し管理する施設や事業活動において、安全の確保に努めるとともに、地域の防犯活動に協力します。

行 政

- ・警察などの関係機関・団体からの情報を市民と共有し、焼津地区防犯協会の活動とともに各防犯活動団体(地区安全会議等)との連携により、地域が一丸となって防犯活動ができるよう支援します。
- ・市民に対する防犯意識向上のための啓発を行います。
- ・国や県（警察を含む）と連携して、犯罪の抑止を図ります。
- ・国や県（警察を含む）と連携して、被害の未然防止対策を行います。

(7)消費者の自立と保護

施策の目的

対 象	意 図
市民	賢い消費者となる

現状と課題

- ・焼津市においては、市民意識調査結果から、消費者被害にあわないよう心がけていたり、クーリングオフ制度を知っているという市民が8割を超すなど市民の関心が高い状況にあります。今後も、広く一般市民への消費者意識の高揚を図る必要があります。
- ・高齢者が消費者被害にあう事案が見られます。高齢者活動のあらゆる機会を捉えて消費者講座を実施していく必要があります。
- ・インターネットや携帯電話を使ったトラブルが増加するなど、消費者トラブルが高度化、複雑化しています。多様化する消費者トラブルの相談に対応できるよう、消費相談員への研修などにより、人材を育てていく必要があります。

施策の方針

- ・市民の消費者被害にあわないようにする意識は高く、また相談体制も整いつつあるため高い成果水準を維持することを基本とします。
- ・インターネットの利用など多様化する消費者被害に対応するとともに、消費者被害にあいやすい高齢者への情報提供については引き続き注力していきます。
- ・「消費生活講座等参加者数」については、平成21年度に消費者庁の設置や専属職員の配置などにより講座の開催回数、参加者数が突出して高い水準となったことから、26年度においても21年度の水準を目指すこととします。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
消費生活講座等参加者数	人	4,812	4,800
消費生活相談件数	件	676	450
消費者被害にあわないよう心掛けている市民の割合	%	86.9	89.5
クーリングオフ制度を知っている市民の割合	%	81.6	84.0

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
賢い消費者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（特に高齢者など）が消費者被害にあわないための情報提供や賢い消費者となるための意識啓発（表示が読める、契約内容を理解する、地場産を買う、エコバックを持つなど）を行うとともに、困った際の相談体制の充実を図ります。そのために関係機関とのネットワーク化を進めます。 ・インターネットなどを使った新たな消費者被害相談に対応できる体制づくりに取り組みます。
事業所への指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に計量器の検査や適切な表示がなされているかの検査を実施し、事業所に対する指導を行います。 ・商品の適切な表示への啓発に取り組みます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識や情報を取得し、消費者被害にあわないように気をつけます。
- ・地域は、一人暮らしの高齢者など消費者被害にあう可能性が高い人に対して、民生委員や介護事業従事者などと協働して、「見守り」を行います。
- ・事業所は、消費者本位に立ち消費者との取引において公正かつ適正な取引により消費者からの信頼を確保します。

行政

- ・消費者が自立した行動が取れるよう消費生活に伴う情報の提供、消費者への意識啓発、相談、消費者と事業者との交渉の仲介を通じ、被害の未然防止に努めます。

第3節 豊かな心を育てるまちづくり

(1) 豊かな感性をもつ幼児の育成

施策の目的

対 象	意 図
乳幼児	基本的な生活習慣を身につける

現状と課題

- ・ 就学前の5歳児時点ではほぼ全員が教育の機会を得ている現状にあります。基本的な生活習慣に関しては、個人差は若干あるものの概ね小学校入学時点で着替え、排泄、食事等の身の回りのことがほぼ自分でできる状況にあります。
- ・ 幼稚園に関しては、少子化や共働き家庭の増加により園児が全体的に減少傾向にあります。更に公立幼稚園の園児数は、民間と比較すると送迎サービスが無いこと、2年保育の園があること、預かり保育を実施していないことなどから、より減少傾向にあります。今後、公立幼稚園のあり方について検討を進めるなかで、保育サービスの向上や幼保一元化などについても検討し、市の方針をまとめる必要があります。

施策の方針

- ・ 生活習慣を身につけるために保護者への情報提供・情報交換の機会の充実を図ります。
- ・ 幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、円滑な学校教育へと結びつけます。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
基本的な生活習慣が身に付いていると思う、小学校1年生の割合	%	94.8	100

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
家庭の教育力の向上	・生活習慣を身につけるために保護者への情報提供・情報交換の機会の充実を図ります。
集団保育の推進	・幼稚園・保育園による幼児教育の充実を図ります。 ・幼稚園・保育園と小学校との連携（給食体験、幼稚園・小学校教諭の合同研修など）を強化します。
教育環境の充実	・老朽化した施設の改修などを行い、教育環境の充実を図ります。
教職員の資質の向上	・幼稚園教諭、保育士の資質向上のために、研修や研究事業などに加えて、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・家庭においては、愛情あふれ、ふれあいのある家族関係を築くことが家庭教育の基本です。
- ・地域は、家庭との連携により子どもや保護者とのコミュニケーションを通じ、基本的な生活習慣を身につける手助けを行います。

行政

- ・集団保育の受け皿となる幼稚園や保育園の環境を整えます。
- ・乳幼児期に基本的な生活習慣を身につけるための保護者への情報提供を行います。
- ・円滑な学校教育へと結びつけるための幼稚園・保育園と学校との連携機会を提供します。

(2) 生きる力を育む学校教育の充実

施策の目的

対 象	意 図
市内小中学校の児童・生徒	知・徳（心）・体にすぐれる

現状と課題

- ・学力、体力については、国、県の平均的な水準であり、基礎学力・基礎体力の定着については、概ね問題のない水準にあります。
- ・問題行動は、国、県、近隣市町村と比べて、少ない状況にあります。これは各学校への支援員の配置や、教師の授業力、指導力が良い影響を与えていると思われます。
- ・今後も、引き続き教師や指導員等の人的配置を進めるとともに、教師の指導力を高める必要があります。
- ・老朽設備の更新や教材・備品など学校の学習環境の充実が必要です。

施策の方針

- ・教員の人的配置や資質向上を図ります。
- ・学ぶ環境づくり（老朽設備の更新や教材・備品の整備）を進めます。
- ・効果的な学校教育を進めるために地域との連携を進めます。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
知～基礎学力の定着率	%	85.8	90
徳（心）～問題行動件数	件	171	100
徳（心）～不登校児童生徒数	人	137	100
体～一定以上の基礎体力のある小学生の割合(男女別)	%	男 79.1 女 78.2	男 82 女 82
体～一定以上の基礎体力のある中学生の割合(男女別)	%	男 81.7 女 92.8	男 85 女 93

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
基礎学力の定着	学習指導要領の改訂に伴う教育内容の充実を図ることや、少人数学級等において一人ひとりに対するきめ細かな効果的な指導を工夫し実践します。
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・物心両面からの豊かな環境づくりに努めるとともに人間尊重の教育（心の教育）の充実を図ります。 ・適応指導教室の増設に伴い、その機能の充実を図ります。 ・問題行動や不登校の防止のため、学校の内外で相談できる体制の充実を図り、家庭との連携をとりながら、早期対応を行います。
基礎体力の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に体を動かし、運動に親しむ体育活動の充実を図ります。 ・発達段階に応じた様々な動きを身につけるために系統的な指導による体育活動の充実を図ります。
教職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるバランスのとれた教員の配置や学校が必要とする支援員など市独自で学校職員を配置し、組織的な取り組みを強化していくことで指導力を高めます。 ・教職員の資質や能力の向上を目指した取り組みの充実を図り、個に応じた指導力を高めます。
学びやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設設備の充実を通して安全安心な学習環境の維持・確保をします。 ・教材教具、備品等の整備を通じて質の高い学習環境の維持・確保をします。 ・効果的な学校教育を進めるために、「読み聞かせ」や「職業体験学習」などの総合学習の実施、「子ども見守り隊」等の安全安心な学校づくりへの協力など、地域との連携を進めます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・地域は、「読み聞かせ」や「職業体験学習」等の総合学習の実施、「子ども見守り隊」等の安全安心な学校づくりへの協力を通じ、各家庭と連携して、学校だけではできない教育活動の推進を図ります。
- ・家庭は、子どもに年齢に応じた望ましい生活・学習習慣を身につけさせます。

行政

- ・小中学校の設置者として学校の管理・運営を行います。
- ・学校の施設設備の充実を通して安全安心な学習環境を維持・確保します。
- ・教材教具、備品等の整備を通じて質の高い学習環境を維持・確保します。
- ・学校が必要とする非常勤職員等の配置など、個に応じた指導を進める上での人的な支援を行います。
- ・教員の配置と指導力の向上を目指した研修などが適切になされるよう県に働きかけます。

(3) 生きる力を伸ばす社会教育の充実

施策の目的

対 象	意 図
市民	社会生活が充実する、家庭の教育力が向上する

現状と課題

- ・焼津市においては、公民館の設置状況や活発な活動状況などから、施策の目的である「社会生活・家庭教育が充実する」ための社会教育がある程度なされているといえます。
- ・改正教育基本法（平成 18 年）の中で、「家庭教育」の充実は、保護者の義務であり、行政の務めとされています。
- ・家庭教育支援においては、当事者の学びや気づきにつながる事業を実施していくことと、それを支える地域や関係者が家庭教育支援にかかわれるよう展開していくことが重要です。また、子育て支援施策や関連部局と連携して、効率的・効果的な事業を実施していく必要があります。
- ・公民館活動に関しては、講座参加者の固定化がみられます。各事業に参加した方々の輪を広げ、地域の連帯感を高めるとともに、身につけた知識を地域やまちづくりに繋げるような、学びの循環をつくっていく必要があります。
- ・学びの内容についても、生きがいづくりや趣味稽古事の学びだけでなく、地域課題の解決につながるような事業へシフトしていく必要があります。
- ・青少年を取り巻く環境については、有害情報環境にかかる問題やインターネットの安全利用などの問題が新たに生じてきており、その対応が求められています。

施策の方針

- ・社会教育について、地域の連帯感を高めるとともに、身につけた知識を地域やまちづくりに繋げるような学びの循環をつくり、市民が学びの成果を社会に波及（地域課題の解決）できるようにします。
- ・家庭教育については、当事者だけでなくより多くの市民が家庭教育支援にかかわれるよう展開します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
子どもが年齢に応じた感受性を身につけていると思う保護者の割合	%	81.7	90
学習活動に取り組んでいる市民の割合	%	29.5	35
学習活動に取り組んでいる市民の中で学んだ成果を活用している市民の割合	%	82.5	84
学習活動に取り組んでいる市民の中で学んだ成果を社会のために活用している市民の割合	%	36.4	43

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み (基本事業)	基本計画期間における取り組み方針
保護者の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭では、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るための家庭教育力を高めることが求められています。子育て支援施策や関連部局と連携して、当事者だけでなく、より多くの市民が家庭教育支援にかかわれるよう展開します。
学習成果の社会での活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育について、地域の連帯感を高めるとともに、身につけた知識を地域やまちづくりに繋げるような学びの循環をつくり、市民が学びの成果を社会に波及（地域課題の解決）できるようにします。 ・学びの内容についても、生きがいづくりや趣味稽古事の学びだけでなく、地域課題の解決につながるような事業へシフトします。 ・コミュニティ活動を通じて、地域の課題解決に対する意識を高めあうように働きかけます。
学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の維持管理・更新を行います。
青少年が主体的に参加できる学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢集団による様々な地域活動への参加と体験の機会を提供します。 ・学校と連携して青少年育成活動を推進します。 ・地域の資源を活かした創造や体験の場を提供します。
青少年を取り巻く社会環境の浄化と啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめなど問題行動の早期発見と積極的な教育相談による対応の充実を図ります。 ・非行防止のためのきめ細やかな街頭補導と啓発活動を実施します。 ・学校・地域・家庭や関係機関と連携し、有害環境の浄化を行います。 ・インターネットを通じた非行やいじめが新たな課題となっているため、その対応に取り組みます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民は、自らの教養を高めるための学習活動を行うとともに、その成果を地域活動などに活用します。
- ・家庭では、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るための家庭教育力を高めることが求められます。
- ・地域は、コミュニティ活動を通じて、地域の課題解決に努めます。

行政

- ・市は、市民や団体等に対し家庭教育の向上や学習活動を行うことを奨励し、学習機会の提供や情報提供、環境整備（社会教育施設の整備等）を行います。
- ・世代間を越えた交流機会を創出します。あわせてそのための人材育成を行います。また、地域の課題解決に寄与します。
- ・広域での環境整備については、国や県に働きかけます。

(4) 芸術文化の振興と伝統文化の継承

施策の目的

対 象	意 図
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化に親しみ、豊かな心を持つ ・ 伝統文化を継承し、郷土愛を醸成する

現状と課題

- ・ 焼津市民で日頃から芸術文化の活動を行っている割合は 16%です。活動の質の面で高いと評価されている部門もありますが、文化団体の構成員や公民館等での文化講座参加者が高齢化しており若い人の参加が少ない状況にあります。若い人が文化活動に取り組める環境整備について検討し、実施していく必要があります。
- ・ 焼津文化会館における自主文化催事事業数や収益率は、同規模の施設と比較して、全国トップレベルにあります。芸術文化の鑑賞事業について、どんなニーズがあるか常に把握するとともに、良質なものを提供していく必要があります。
- ・ 伝統文化の継承に関しては、伝統文化を継承する活動をしている市民の数、文化財数ともに微増であり、継承がなされています。団体の中には継承のための活動とともに次世代育成に力を入れている団体があります。こうした団体が、積極的に保護・継承に取り組めるように継続して支援する必要があります。
- ・ 伝統文化子ども教室を資料館、公民館で開催し、年中行事にちなんだ伝統文化や小泉八雲を通して古きよき焼津を伝える取り組みを継続して行う必要があります。

施策の方針

- ・ 若い人が芸術文化活動に取り組める環境整備について検討・実施し、現状の水準を保つこととします。
- ・ 伝統文化の継承についても、同様に現状の水準を保つこととします。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
日頃から芸術文化に親しんでいる市民の割合	%	16	18
伝統文化を継承する活動をしている市民の数	人	826	826
市・県・国指定文化財数	件	60	60

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
良質な催事および文化活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が文化活動に取り組める環境整備について検討・実施します。 ・市保有の美術資料について適切に保護・活用できるスペースを確保します。 ・老朽化している施設の改修を行い、市民の満足度を高める施設運営を行います。
文化遺産の調査・発掘並びに保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群等保存に向けて住民との協議を推進します。文化遺産所有者が、保護・継承に取り組めるように支援します。 ・歴史民俗資料について、適切に保護・活用できるスペースを確保します。 ・学芸員等専門人材の育成・確保を行います。
伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化継承団体が、保護・継承に取り組めるように継続して支援します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民は、一人ひとりが芸術文化のさまざまな取り組みに積極的に参加し、芸術文化活動に取り組めます。また、伝統文化・文化遺産の価値を理解します。
- ・芸術文化団体は、芸術文化活動に取り組むことにより市の芸術文化水準を高めます。
- ・文化遺産所有者や無形文化財継承団体は、保護・継承に取り組めます。

行政

- ・文化財を指定し、認知を図ります。
- ・文化遺産の調査・発掘、保護・活用、文化遺産所有者に対する支援をします。
- ・伝統文化の市民の継承活動を支援します。
- ・国や県とともに、文化水準向上のために良質な催事や文化活動の場を提供します。

(5) 焼津らしい平和教育の推進

施策の目的

対 象	意 図
市民、国民、世界の人々	核兵器の廃絶を希求し、平和を愛する心を持つ

現状と課題

- ・第五福竜丸事件を知っている市民の割合は 83.1%、平和を考える学習活動やイベントに参加した市民の割合は 11.5%となっています。学校教育や宣言、6.30市民集会等を通じ、普及啓発に努めているものの、焼津に転入してきた市民の中には知らない人もいる現状にあります。学校教育(焼津らしい社会科副読本など)や社会教育の機会を通じて「焼津らしい平和教育」をより広く実践していく必要があります。
- ・第五福竜丸事件発生当時のことを直接知っている市民の年齢が 60 歳を超してきています。事件の風化が懸念されるため、当時の状況を記録・保存するとともに保存・展示場所を検討する必要があります。

施策の方針

- ・現在はイベントを中心とした取り組みになっているため、日常的な取り組みとしても学校教育(焼津らしい社会科副読本など)や社会教育の機会を通じて「焼津らしい平和教育」をより広く実践します。
- ・第五福竜丸事件の風化が懸念されるため、当時の状況を記録・保存します。
- ・「国内外に対する核兵器の廃絶と平和に関する焼津からの発信件数」については、平成 21 年度に焼津平和賞を創設したことから突出した件数となっています。基本計画期間中も引き続き情報発信に努め、26 年度には 20 年度の水準(5 件)を増加させることとします。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
第五福竜丸事件を知っている市民の割合	%	83.1	90
核や平和を考える学習活動やイベントに参加した市民の割合	%	11.5	12.5
核兵器の廃絶と平和に関する国内外への焼津からの発信件数	件	25	15

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
恒久平和意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・催事を中心とした取り組みに加えて、学校教育（焼津らしい社会科副読本など）や社会教育の機会を通じて「焼津らしい平和教育」を実践します。 ・第五福竜丸事件の風化が懸念されるため、当時の状況を記録・保存します。 ・「平和都市焼津宣言、核兵器の廃絶を願う焼津宣言」を広く周知します。
核兵器廃絶の取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・平和を考える催事や学習への参加の機会の充実を図ります。
世界平和の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「焼津平和賞」の継続にあたり、情報発信を強化するとともに、成果を検証します。 ・平和市長会議（平成 20 年.11 月加盟）の加盟都市と連携を深め、情報発信を行います。

市民と行政の役割分担

市民

- ・水爆被災体験を持つ本市の住民として、核兵器の廃絶に向けた情報発信を続けます。
- ・第五福竜丸事件 6 .3 0 市民集会や平和祈念式典に参加することなどを通じて、平和を願い、他の人に伝えます。

行政

- ・市民共通の願いである恒久平和意識を高揚させます。
- ・第五福竜丸事件の周知・継承を図り、核兵器廃絶等に向けた取り組みを進めます。
- ・学校教育（焼津らしい社会科副読本など）や社会教育の機会を通じて平和教育を実践します。
- ・焼津から平和のメッセージを国内外に発信します。

(6) スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策の目的

対 象	意 図
市民	運動習慣を身につけ体力を維持向上させる

現状と課題

- ・スポーツ実施率 36.8%は、県全体の水準には及ばないものの平成 19 年度との比較では、割合が向上しています。スポーツや運動をしている理由としては、68.5%の市民が、健康や体力づくりのためと回答しています。一方で、スポーツを全くしなかった理由としては、時間がないことや病気やけが、高齢など身体的理由、はじめるきっかけがないことをあげる市民が多く、スポーツに取り組むきっかけや動機付けが必要と考えられます。
- ・スポーツを行わない人に対して、トリム運動やラジオ体操など身近な場所で手軽にスポーツに取り組むきっかけづくりを行う必要があります。
- ・誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの普及やスポーツ少年団の加入促進、各種スポーツ教室やイベントの開催などにより、スポーツをとおして体力の維持向上、異年齢、世代間、親子間の交流、地域の連帯感の高揚による子どもの健全育成や地域コミュニティづくりを進める必要があります。
- ・一方、スポーツ施設の経年劣化が進んでおり、利用者に安全で良好な環境の中で使用していただくため、補修・改修等維持管理を適正に執行する必要があります。

施策の方針

- ・健康づくりとの関連を重視し、身近な場所で手軽にスポーツに取り組むきっかけづくりを行います。
- ・スポーツをとおした体力の維持向上、異年齢、世代間、親子間の交流、地域の連帯感の高揚による子どもの健全育成や地域コミュニティづくりに結びつけます。
- ・市民が安全で良好な環境の中でスポーツ活動を実施できるよう、スポーツ施設の補修・改修等維持管理を適正に執行します。
- ・これらを通じ、「スポーツ・レクリエーションの実施率」の向上をはかるとともに、競技スポーツの担い手である「体育協会加盟人数」については、少子化などにより減少傾向にあることから、減少を極力食い止めます。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
スポーツ・レクリエーションの実施率	%	37	45
体育協会加盟人数(延べ)	人	12,758	11,000

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりとスポーツとの関連を市民に伝えます。 ・スポーツに取り組むきっかけづくりとしてラジオ体操やトリム運動など地域での活動を促進します。 ・スポーツ教室、イベントの開催、ニュースポーツの普及に取り組みます。
スポーツ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会や地域スポーツクラブが行う加盟者増に向けた情報発信や勧誘活動を支援します。 ・競技力を向上するために指導者の育成を行います。 ・総合型地域スポーツクラブなどの地域のスポーツ活動を支援します。
安全・良好なスポーツ環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したスポーツ施設については、計画的に補修・改修を進めます。 ・管理・運営に関しては、効率的な運営と利便性の向上を図ります。

市民と行政の役割分担

市民

- ・様々なスポーツ・レクリエーション活動に意欲的に参加します。
- ・地域や各団体は、自主的に各種教室やイベント等のスポーツ・レクリエーション活動を実施します。

行政

- ・生涯スポーツのきっかけづくりとして、各種スポーツ教室を開催します。
- ・スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発活動の実施（ニュースポーツの普及、情報提供、各種スポーツ団体の支援、指導者の育成）をします。
- ・スポーツ施設の整備、管理・運営をします。
- ・国や県とともに、大規模な各種スポーツ大会の開催と支援をします。

第4節 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

(1) 活気ある水産業の振興

施策の目的

対 象	意 図
水産業者	地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る

現状と課題

- ・焼津市の水産業は、市の基幹産業であるばかりでなく、全国的に見ても水揚げ数量、金額ともに上位の実績を誇っています。一方で、近年、漁船が減るとともに、漁獲制限や漁船用燃油価格の高騰などの影響により、水揚げ数量・水産加工品出荷額共に漸減傾向にあります。
- ・海洋毎に設けられている漁業管理機関による漁獲規制は、今後も一層強化される方向にあると言われています。このような状況においても、港に良質な漁獲物が安定的に水揚げされ、加工流通業者に幅広く行きわたり活用されることが必要です。
- ・漁業従事者の高齢化とともに、船齢が20年を超える漁船が増加してきていることにより、持続的な漁業に対する不安が、経営者のみならず加工流通業者からも上っています。担い手の確保や漁船の更新などによる漁業生産体制の維持が必要です。
- ・運搬形態の変化（大型運搬船による冷凍カツオの運搬）や漁船の大型化が進むことなどから、円滑な水揚げに対応する基盤整備が必要となります。また、漁港の津波対策を進める必要があります。

施策の方針

- ・焼津漁港は、利用の範囲が全国的で、水産業の振興上特に重要な漁港として「特定第3種漁港」と政令で定められています。このため、地域経済の発展とともに全国的な視点に立った食糧供給への貢献を目指します。
- ・水産業の振興には、入り口である港に良質な水産物が安定的に水揚げされ、これが流通加工業者に広く円滑に行き渡ることが重要です。このような考え方の下で、水揚げ数量の確保を図る施策を実施しつつ、水産加工製品の販売の増加を目指します。
- ・将来にわたり漁業が持続的に産業として成り立っていくために、担い手を育成し、確保します。
- ・円滑な水揚げと漁獲物の運搬形態の多様化などに対応する漁港整備を実施します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
年間水揚量	トン	192,778	200,000
水産食料品製造業 製造品出荷額等	億円	1,144 (20年度)	1,150

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
水産物の流通機能の強化	水揚げ数量を確保できるように水揚げの奨励、流通施設の整備への支援を行い、焼津船籍以外の漁船の誘致を関係団体と連携して推進します。
伝統技術や新しい技術による水産加工品の販売力の強化	水産加工品のブランド化、新商品の開発、新しい販路の開拓、新分野への進出、商品PR、異業種交流などに対し、大学、研究機関、商工会議所などと連携して、水産加工業者を支援します。
担い手の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業に新規に従事する人を支援します。 ・効率的な漁業形態に変更する漁業者への支援を行います。 ・近海・遠洋漁業対策としては、地元の漁船へ就職をしてもらうために、求人活動を行う団体への支援の充実を図ります。
漁業生産基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・船齢20年超の漁船が増加してきているので、漁船の更新などへの支援を行います。 ・冷凍カツオの運搬形態の大型運搬船化が進むことなどから円滑な水揚げに対応する漁港整備を静岡県と連携して推進します。

市民と行政の役割分担

市民

市民

・魚食の普及に向けた活動を行いつつ消費拡大という役割を担っていることを認識します。

水産関係者

- ・良質な漁獲物が安定的に水揚げされるよう努めます。
- ・安心・安全な加工品などを消費者に提供します。
- ・焼津水産ブランドの価値を高める取り組みを進めます。

行政

- ・水産資源を持続的に利用しつつ需要に即した漁業生産、加工、流通が行われるよう支援し、地域の活性化に繋がります。
- ・漁港整備とその維持管理を国や県に働きかけます。

(2) 農地、水、環境を活かした農林業の振興

施策の目的

対 象	意 図
農林業者	地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る

現状と課題

- ・主要直売所売上高は増加しているものの水稲生産額は減少傾向にあり、主要共同出荷作物取扱高（トマト、イチゴ）は横ばいという現状にあります。
- ・担い手への水田集積については、小規模な水田を継続している農家も多く、面的集積が進んでいない現状にあります。面的土地利用の集積により、農地の有効利用を図る必要があります。
- ・14万市民を対象にして、都市型農業（直売）振興をしていますが 供給量は、絶対的に不足しています。市民の要求に応えられる、野菜などの生産体制を整える必要があります。
- ・担い手、新規参入がいくらかはあるものの、全体として農業従事者の高齢化は進行しています。次代を担う農業者の参入を促すとともに、育成していく必要があります。そのためにも、地域の環境を活かして（交通、地理、都市構造など）、継続できる農業モデルを確立する必要があります。
- ・農業者が減少し、末端水路の管理ができない状況が発生しています。農村環境を守る体制を整える必要があります。また、農業施設の老朽化が著しく、計画的にこれを修繕、維持する必要があります。

施策の方針

- ・水稲については、担い手農家への面的な集積により水田の有効活用率維持を目指します。
- ・主要作物については、産地の維持・拡大を目指します。
- ・農地をしっかりと利用する担い手を育成し、確保します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
水田の有効活用率（(水稲+転作作物)/農地面積）	%	99	98
水稲生産額(水稲作付け面積と、標準価格から算定)	億円	11	10
主要直売所売上高(5店舗)(直売所年間売上調査による)	億円	4	7
主要共同出荷作物取扱高(トマト、いちご)(JA 調査による焼津市分)	億円	9	10
認定農業者数	人	74	79

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
農林業生産基盤の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者が減少し、農業関係者だけで、末端水路などの管理ができない状況が発生しており、農村環境を守る体制を整えます。 ・農業施設の老朽化が著しく、計画的にこれを修繕、維持します。
農地の集積の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、担い手農家への面的な集積により水田活用率維持を目指します。 ・農地の有効利用のため、面的土地利用の集積を促進します。
担い手の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地をしっかりと利用する担い手を育成し、確保します。 ・主要作物については、産地の維持・拡大を目指し、市民の要求に応えられる、野菜などの生産体制を整えます。 ・地域の環境を活かして（交通、地理、都市構造など）継続できる農業経営モデルを確立します。
新規就農者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う農業者の参入を促すとともに、育成していきます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・農家や団体は、地域の農業を担い、市民の期待する農産物を提供します。
- ・市民は、地域環境である農村環境を農家と一体となって守ることの必要性を理解し、直売所の利用などを通じて地産地消に取り組みます。

行政

- ・地域の特性をいかした経営ができるように、地域の農業を担う農家を支援します。
- ・市民に、農業、農村環境についての正確な情報提供をします。
- ・農業環境の整備、維持管理をします。
- ・農家に対する経営基盤確立のための支援・助言をします。

(3) にぎわいのある商工業の振興

施策の目的

対 象	意 図
商工業者	地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る

現状と課題

- ・商工業に関しては、事業所数や商品販売額、製造品出荷額は年度ごとの増減はあるものの比較的安定した水準で推移しています。
- ・一方で、中心市街地の商品販売額は、減少傾向にあります。商店街の空き店舗対策や現在営業している事業者に対する個別の支援策により中心市街地の商店街を活性化し、焼津市全体の活性化に結び付ける必要があります。
- ・工業については、食品加工業が多い特性があります。企業と連携しながら地域産業の振興を図ることが必要です。
- ・大井川港は、富士山静岡空港や建設が予定されている新インターチェンジとのアクセスが良く、企業を誘致する際の PR 材料ともなっています。利用者が利用しやすい港湾として企業等に対し、PR を積極的に行っていく必要があります。

施策の方針

- ・地域経済における商工業の占める割合は、大きく、また市民生活においても商業やサービス業の重要性は高いため成果水準の向上を目指します。
- ・事業者の自立を基本としつつも行政としては、経済活動の環境づくり（融資や誘致、情報提供等）を重点的に行います。
- ・商工会議所、商工会などの団体や事業所と協働での商品開発に取り組み焼津ブランドの PR を行い焼津のネームバリューを高めます。
- ・港湾に関しては、焼津の商工業を支える産業基盤と捉え、利用促進のための PR を積極的に行います。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
年間販売額（商業）	億円	3,669 (19 年度)	3,850
年間販売額（商業）昭和通り、駅前通り等中心市街地の 5 商店街の計	億円	45 (19 年度)	45
商店街通行量 ¹	人	2,967	3,200
製造品出荷額（工業）	億円	5,626 (20 年度)	6,000
大井川港貨物取扱量	トン	2,293,307 (20 年度)	2,000,000

1 商店街通行量 駅前通り商店街の 1 日当たり通行量(午前 9 時～午後 8 時)

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
技術力・開発力の向上	大学や研究機関、商工会議所、商工会、企業などと連携して、新たな商品開発や商品の差別化に向けた取り組みを支援します（産学官の連携強化）。
販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動に必要な情報提供をさらに推進します。 ・ 焼津のネームバリューを高めるため、焼津ブランドのPRを推進します。 ・ 大井川港を利用しやすい港湾として企業等に対し、PRを積極的に行います。 ・ 中心商店街等が行うイベントへの支援を進めます。 ・ 中心市街地の空き店舗対策を実施します。
起業・経営の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所をはじめとする各機関と連携して、各種相談事業などにより、起業や経営を支援します。 ・ 運転資金、設備資金、企業進出等への融資の充実を図ります。
人材の確保	有能な人材を確保するため、市内企業の雇用ニーズと大学の人的資源のマッチングを推進します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・ 各事業所は、自助努力により業績の向上を図ります。
- ・ 経済団体は、各事業所の指導を行います。一方では、地域資源の掘り起こしは行政とともに協働で進めていきます。

行政

- ・ 事業所を側面から支援し、経済団体と連携して、経済活動を活発化させる環境を整えます。
- ・ 情報の提供や各種助成、融資制度の提供などを行います。
- ・ 人材を育成するための事業を進めます。
- ・ 地域資源の掘り起こしを民間とともに協働で進めていきます。

(4)人が訪れ、消費が拡大する観光の振興（重点施策）

施策の目的

対 象	意 図
観光客（特に関東、中部圏の住民、静岡空港利用者）	焼津市を訪れ、消費する

現状と課題

- ・観光交流客数はある程度確保されてはいるものの、さかなセンターによるところが大きい状況にあります。ただ、さかなセンターについては、施設の老朽化が目立ち、他市にも同様な施設ができているなど、より魅力ある施設への整備が必要です。
- ・今後は、見る観光、買う観光だけでなく、地場産業と一体となった体験型観光も考えなければなりません。当市では、海と関係が深い利点を活用し、「漁船体験乗船」や「工場見学」など地場産業と連携した観光商品づくりを手掛けていく必要があります。
- ・観光資源や観光施設（深層水、地域特産品、水産加工品、浜通り、内港・新港、花沢の里、温泉）の有効活用を推進する必要があります。
- ・広域連携をはかり、富士山静岡空港を活用した誘客などを推進する必要があります。

施策の方針

- ・平成 30 年度までに、「観光交流客数」を 400 万人、「宿泊客数」を 40 万人とします。
- ・焼津のブランドである魚を柱としつつ、魚以外の資源も活かして産業振興を図りながらまちづくりを進めます。
- ・観光商品や観光拠点を再評価するとともに新たな掘り起こしを図ります。また、観光拠点のルート化を図ります。
- ・観光関係事業者や旅行会社と連携し、情報発信を強化します。
- ・さかなセンターの改築にあたっては、販売方法や商品の特徴づけることで、魅力ある施設とし、新東名開通後も誘客が図れる施設とします。
- ・年間を通してバランスよく観光イベントを実施します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
観光交流客数	千人	3,626	3,700
宿泊者数	千人	327	370

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
観光資源の確保と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津のブランドである魚を活かした食文化の向上を図ります。 ・観光商品、観光拠点を再評価し、掘り起こしを図ります。 ・拠点のルート化を図り、モデルルートを作成します。 ・さかなセンターをさらに魅力ある施設とするため、リニューアルに向け支援をします。 ・イベントを開催するための支援をします。（冬季イベントの検討や、年間を通しバランスのよい開催に向けての支援） ・地場産業と連携した観光商品づくり（深層水、地域特産品、水産加工品）の支援を行います。 ・地場産業と一体となった体験型観光資源を開発します。 ・広域での観光客誘致を強化します。
情報発信機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関係のホームページの改善を行い、旅行会社や近隣市町と連携し、情報発信を強化します。 ・富士山静岡空港を活用した誘客を促進します。
おもてなしの意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、商工会議所、市民団体などと連携して、観光案内人などの人材を育成します。 ・まちなか観光などの環境整備を進めます。 ・来訪者に対するおもてなしの心を持てるように、市民の意識啓発を図ります。

市民と行政の役割分担

市民

- ・観光協会や観光関連事業者は、個々の営業努力に加え、来訪者を迎え入れるよう主体的に観光事業に取り組みます。
- ・市民は、おもてなしの心をもって来訪者を迎えます。

行政

- ・市民や観光関連事業者と協働し、観光行政を推進します。
- ・観光資源を掘り起こし、観光施設を整備します。
- ・観光情報を効果的に発信します。
- ・イベント開催の支援を行います。

(5) 雇用の確保と勤労者の支援

施策の目的

対 象	意 図
<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 歳以上の市民 ・ 勤労者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で働くことができる ・ 安心して働くことができる

現状と課題

- ・ ハローワーク焼津管内の有効求人倍率は県下平均とは同水準ですが、全国平均よりも低い状況にあります。また、近年有効求人倍率が急速に悪化したのは、景気の影響などによる失業者に加え、新たにパートに出たいという求職者が増加したことも影響しています。
- ・ 就業率に関しては、全国平均と比べて焼津市の水準はやや高い水準にありますが、雇用環境は依然として厳しい状況にあり、若年者就労、一般就労など多分野にまたがる縦横断的な就業対策が必要となっています。
- ・ ニートの増加、労働力の高齢化（労働力人口に占める 60 歳以上の割合の増加）、外国人の雇用問題などへの対策も講じていく必要があります。
- ・ 求人と求職のミスマッチを改善し、介護職や水産加工業などへの人材の流入を国の補助制度などを活用しながら促進する必要があります。
- ・ 就労環境（収入、福利厚生等）について満足している勤労者の割合は 32%（平成 21 年度）です。満足していない理由としては、収入面をあげる人が最も多く、続いて昇格等人事制度、福利厚生となっています。企業における福利厚生に関しては、財団法人勤労者サービスセンターの加入促進を図るとともに広域化などを検討する必要があります。

施策の方針

- ・ ニートの増加、労働力の高齢化、外国人の雇用問題などへの対策を講じるため、企業等の雇用環境づくりを支援します。
- ・ 求人と求職のミスマッチを改善し、介護職や水産加工業などへの人材の参入を国の補助制度などを活用しながら促進します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
有効求人倍率（市管内）	%	0.40	0.79
就業率 = 就業者数 ÷ 15 歳以上人口（市）	%	61.8(H17)	66.8
就労環境（収入、福利厚生等）について満足している勤労者の割合	%	32	42

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
働く場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地などへの企業の誘致を行うことにより市内で働く場所を確保します。 ・ニートに対しては、セミナー講習会、相談会などを開催することによって、就労支援を行います。 ・求人と求職のミスマッチを改善し、介護職や水産加工業などへの人材の参入を国の補助制度などを活用しながら促進します。
就労環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における福利厚生に関しては、財団法人勤労者サービスセンターの加入促進を図るとともに広域化などを検討します。 ・勤労者に対する公的融資制度（勤労者住宅資金、教育資金）についても制度の在り方を含め検討します。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の雇用対策情報を迅速に提供します。

市民と行政の役割分担

市民

- 市民
- ・職業能力の向上に努めます。
- 事業所
- ・雇用の機会を創出します。
 - ・働きやすい職場環境を作ります。

行政

- ・企業誘致などにより市内で働く場所を確保します。
- ・国県が行う労働施策事業に対する啓発、支援をします。
- ・市内事業者が行う就労取組への支援をします。
- ・事業主が雇用する労働者に対して行う福利厚生事業について、国の指導に基づき側面支援をします。
- ・国や県とともに、経済・雇用対策をします。

第5節 人と自然が調和するまちづくり

(1)生活環境の向上

施策の目的

対 象	意 図
市民、事業所	・衛生的な生活が保てる ・騒音・振動・悪臭などの公害の無い生活が過ごせる

現状と課題

・焼津市の生活環境は、9割程度の市民が地域で衛生的な生活ができていると認識していることから高い水準にあると考えられます。事業場からの騒音、振動、悪臭などの発生を防止するため、立入検査等により、環境状態の把握に努め、調査、指導を推進する必要があります。また、地域住民が実施する清掃活動を支援していく必要があります。

・一方で、生活様式の高度化、多様化により、生活に密着した苦情（騒音、水路等からの悪臭、犬・猫の飼育・空地の雑草・害虫・ごみ）が多くなっている傾向があります。近隣住民の感情面に配慮しながら、個別指導により対応していく必要があります。

施策の方針

- ・清掃活動については、清掃活動に参加する市民を増やしつつ、高齢者に配慮した支援を行います。
- ・騒音、振動、悪臭などの発生を防止するため、事業所の立入検査による指導を推進します。
- ・生活に密着した苦情（近所同士のトラブル）については、モラルの向上・啓発に努めます。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
地域で衛生的な生活ができていると認識している市民の割合	%	87.5	90
清掃活動に参加した人数	人	99,895	101,000
公害苦情（騒音・振動・悪臭等）件数	件	116	103
公害以外の環境苦情件数	件	121	120

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
地域美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動については、清掃活動に参加する市民を増やします。 ・清掃活動への参加者が高齢化してきているため、事故防止の呼びかけやごみ類等の収集、回収の支援をします。 ・市民、団体に対しては、河川、水路清掃、身近なごみ拾いなど環境美化活動の開催と積極的な参加を働きかけます。
騒音、振動、悪臭等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場からの騒音、振動、悪臭などの発生を防止するため、環境調査を行います。 ・工場、事業所からの騒音、振動あるいは近隣騒音、悪臭等の防止に向け、事業所等への立ち入り検査、指導、監視に取り組みます。 ・生活に密着した苦情（近所同士のトラブル）については、モラルの向上に向けての啓発を行います。
ペット類(犬、猫など)の適正飼育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の多くは生活密着型（犬・猫の飼育など）であり、ペット類（犬、猫など）の適正飼育に努めてもらうように啓発します。 ・動物愛護の観点から、飼い主への飼育指導やボランティアによる動物愛護活動を支援します。また、不幸な動物（子猫）を減らすためにも、飼い主のマナー向上を呼びかけます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民、団体は、河川、水路清掃への参加、身近なごみ拾いなど環境美化活動の開催や積極的な参加に努めます。
- ・市民は、ペット類（犬、猫など）の適正飼育、近隣との円滑なコミュニケーションに努めます。
- ・事業所は騒音、振動、臭気などの対策を適正に実施し、公害を未然に防止します。

行政

- ・環境衛生（美化）の意識啓発をします。
- ・河川、水路、海岸線、山の監視などの強化をします。
- ・市民、団体、事業所が実施する環境美化活動に支援します。
- ・市民からの公害苦情に迅速かつ適正に対処します。
- ・騒音、振動、悪臭などの発生防止に向け、事業所などへの指導、監視をします。
- ・ペット類の適正飼育を啓発します。

(2) 自然環境の保全

施策の目的

対 象	意 図
・ 市民、事業所 ・ 自然環境（海、川、山、空気）	自然環境を保全する

現状と課題

- ・ 自然が豊富又はキレイだと思う市民の割合は、67.1%であり、個人によって焼津市の自然に対する認識には違いがあるものと推察されます。市民を対象とした環境教育や環境学習を推進する必要があります。また、市民、事業者、市による環境活動を実践する環境市民会議の設置や市民主体の環境活動ネットワークづくりを進めていく必要があります。
- ・ 環境調査（水質、大気）の基準達成率については概ね達成されていますが、自然を守るための生活排水対策として、公共下水道の整備、未接続者への普及啓発が必要です。また、一般家庭からの生活排水による水質改善のため合併処理浄化槽の整備を推進する必要があります。

施策の方針

- ・ 自然を守るための生活排水対策として、公共下水道の整備、未接続者への普及啓発を推進します。また、一般家庭からの生活排水による水質改善に合併処理浄化槽の整備を推進します。
- ・ 市民を対象とした環境教育や環境学習を推進し、市民・事業者・市による環境活動を実践します。
- ・ 市民生活とバランスの取れた野生鳥獣の保護を進めます。
- ・ 「自然が豊富又はキレイだと思う市民の割合」については、開発が進むことにより低下すると見込まれるため、現状水準の維持を目指します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
自然が豊富又はキレイだと思う市民の割合	%	67	67
環境基準（水質）の達成率	%	100	100
環境基準（大気）の達成率	%	80	80

環境基準の測点は、県の定めた場所によります。

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
空（空気・大気）の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境基準を満たしているかどうかの調査を行い、監視をします。
海・川等の水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を守るための生活排水対策として、公共下水道の整備、未接続者への普及啓発を推進します。また、一般家庭からの生活排水による水質改善のため合併処理浄化槽の整備を推進します。 ・海・川等の水質環境基準を満たしているかどうかの調査を行い、監視をします。
山の緑等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の保全のため、今ある自然環境を適切に管理し、動植物の生息・生育環境を保全します。
自然環境の保全意識の高揚と保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした環境教育や環境学習を推進し、市民・事業者が保全活動に取り組むように支援し、市は率先して環境活動を実践します。 ・市民、事業者、市による環境活動を実践する環境市民会議の設置や市民主体の環境活動ネットワークづくりを進めます。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民は日常生活において生じる環境負荷の低減に努めます。（野焼きの自粛、洗剤等による排水の汚濁防止など）
- ・事業者は、事業活動に伴って生じる煤煙、汚水等の対策を適正に実施し、公害の未然を防止します。また、自然に負荷の少ない活動を行います。

行政

- ・海、山、川などの自然環境を適正に管理、保全します。
- ・煤煙、汚水等の規制対象事業所の立入検査、指導、監視に取り組みます。
- ・県と連携して、工場、事業所に対する排水基準遵守の立入指導や監視指導を徹底します。

(3)ごみの減量化と適切な処理

施策の目的

対 象	意 図
市民、事業所	ごみの減量化と資源化を図る

現状と課題

- ・家庭から出る燃えるごみの排出量は、容器包装プラスチック、剪定枝の分別細分化などにより、ここ数年減量しています。生ごみの減量を進めるために、特に、生ごみの分別、再資源化（堆肥化）を推進する必要があります。また、ごみの分別の徹底の啓発をし、容器包装プラスチック、木くず・剪定枝、廃食用油などの資源化を促進する必要があります。
- ・事業所に対しては、建設リサイクル法による特定建設資材の分別解体、特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する必要があります。
- ・ごみ焼却施設は、高柳清掃工場、一色清掃工場ともに建設後長期間が経過し老朽化も進んでいます。新たな施設として循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設として、周辺環境に配慮し、環境負荷を低減し、熱エネルギーを有効利用した地域共存型の「新ごみ処理施設」の建設に向けて、藤枝市や志太広域事務組合と連携して進めていく必要があります。

施策の方針

- ・「1人1日当たりのごみの排出量」については、平成19年度に策定した一般廃棄物処理基本計画において平成22年までに916gにし、平成29年度までこの水準を維持する目標を立てています。平成21年度実績は888gであり、目標を達成できているため、平成19年度に立てた目標からさらに10%程度削減する水準(820g)を目指します。そのために分別の徹底と再資源化を推進します。
- ・不法投棄については、平成22・23年に不法投棄監視員を配置し、将来的に不法投棄しにくい環境づくりを目指します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
1人1日当たりのごみの排出量	g	888	820
資源化率(リサイクル率)	%	23	25
不法投棄件数	件	315	180

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理モデル地区の設置を進め、燃えるごみからの生ごみの再資源化を徹底します。 ・ 事業所に対する包装の簡素化、マイバックの利用促進など普及啓発を行います。
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別を促進するため、市民へのごみ減量説明会を開催します。 ・ ごみ不法投棄防止対策として、平成 22・23 年に不法投棄監視員を設置して、不法投棄しにくい環境づくりを行います。 ・ 新たな施設として循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設として、周辺環境に配慮し、環境負荷を低減し、熱エネルギーを有効利用した地域共存型の「新ごみ処理施設」の建設に向けて、藤枝市や志太広域事務組合と連携して進めます。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの再資源化（堆肥化）を推進します。 ・ 資源ごみの分別を促進して古紙等のリサイクルの推進や容器包装プラスチック、木くず・剪定枝、廃食用油などの資源化を図ります。 ・ 建設リサイクル法による特定建設資材の分別解体、特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・ 市民、事業所は排出するごみの減量化、分別の徹底、資源化の回収に協力します。
- ・ 市民、事業所は排出にあたってのルール（日時、場所、分別、法に基づいた処理）を守ります。
- ・ 事業者は、過剰包装、使い捨ての商品の抑制を図るなど、ごみの減量と資源化に努めます。
- ・ 地域は、市民への分別指導や自主的な資源回収に努めます。

行政

- ・ 家庭から排出されるごみの分別、自主的に地域で行う回収、不法投棄対策を推進します。
- ・ ごみの減量と資源化の PR 活動を進め、資源循環型社会の構築に向けたごみ収集体制を整備します。
- ・ 下水処理水から発生する汚泥のリサイクル、建設工事に係る廃棄物の再資源化を推進します。
- ・ 建築物による環境負荷への低減に取り組みます。

(4)省エネ生活の推進

施策の目的

対 象	意 図
市民、事業所	省エネ活動に取り組む

現状と課題

- ・省エネ活動に取り組んでいる市民の割合は9割近くに上ること、また市内事業所の省エネ活動の取り組みも進んできていることから施策の成果水準は、向上してきています。一方で、国が示す温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減する目標達成に向けては、さらなる取り組みが求められます。
- ・地球温暖化防止対策の推進を図るため、事業所におけるエコアクション2.1環境経営システムの認証取得の支援をしていく必要があります。
- ・焼津市役所も一事業所として、すべての施設を対象に温室効果ガスの排出抑制などを目標としたエコアクション2.1環境経営の認証を取得し職員一丸となって取り組みを強化していく必要があります。
- ・低公害車の導入、電気、ガス、燃料などの節減、紙類等の資源化、自然エネルギーとしての太陽光発電システムの導入を推進していく必要があります。
- ・市民一人ひとりが地球温暖化を自らの問題と考え、市民生活の省エネ化への取り組みとして「家庭版環境マネジメント事業」の普及、啓発を進める必要があります。

施策の方針

- ・国で掲げている温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、市としても平成24年度に策定予定の環境基本計画に則り、省エネ生活の推進を図ります。計画の策定にあたっては市民や事業者とともに策定し、着実に実行します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
省エネ活動に取り組んでいる市民の割合	%	90	92
エコアクション2.1取得事業所数	所	28	34

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
省エネ行動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に策定予定の環境基本計画に則り、省エネ生活を推進します。計画の策定にあたっては市民や事業者とともに、市民の役割、事業所の役割、市の役割を明確にして、着実に実行できるようにします。 ・市民一人ひとりが地球温暖化を自らの問題と考え、市民生活の省エネ化への取り組みとして各家庭で省エネ行動（電気量の削減、ガス使用量の削減など）を具体的に組み組んでもらえるような啓発を進めます。 ・焼津市役所も一事業所として、すべての施設を対象に温室効果ガスの排出抑制などを目標としたエコアクション 2.1 環境経営の認証を取得し、職員一丸となって取り組みを強化します。
省エネ機器の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の導入、電気、ガス、燃料等の節減、紙類等の資源化、自然エネルギーとしての太陽光発電システムの導入を推進します。 ・建築物で床面積 2,000 m²以上の新築等を行う場合、県建築物環境配慮計画書を提出させ環境への配慮を促します。また、新たに省エネ法で対象となった 300 m²以上の建築物の施主に対する指導を行います。 ・市民・事業者に対し、太陽光発電システムや太陽熱温水システムなどの自然エネルギー等を導入するための支援を推進します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民は、環境に配慮した生活スタイルを取り入れます。（家庭でできる省エネ行動の実践や太陽光など自然エネルギーの導入、利用促進、公共交通機関の積極的な利用等）
- ・事業所は、環境の負荷を軽減する活動に取り組みます。（水・燃料・廃棄物の抑制やエコアクション 2.1 や ISO14000 等の環境マネジメントシステムの認証取得、CASBEE 静岡（建築物総合環境性能評価システム）の導入等）

行政

- ・省エネ行動の啓発、自然エネルギー等の導入促進、公共交通機関の利用促進などに取り組みます。
- ・一事業所として、自然エネルギー等の導入・活用、低公害車・低燃費低排出車の導入などに取り組んでいきます。

第6節 市民と行政がともに創るまちづくり

(1) 互いに認め合い尊重されるまちづくり

施策の目的

対 象	意 図
市民	認め合い、尊重される

現状と課題

- ・焼津市は「人権意識」が定着した住み良い市だと感じる市民の割合は 32.9%、自身がまわりに認められ（人権が）尊重されていると思う市民の割合は、52.6%であり、人権意識の面での住みやすさについて、県の水準と大きな差は見られない状況にあります。一方でわからないと回答した人がいずれの設問でも3割以上います。
- ・男女共同参画、人権擁護などについての市民意識の高揚が必要です。
- ・全ての市民の相互理解を促進する必要があります。
- ・ユニバーサルデザインについて、各事業を担当する行政職員意識への浸透を図る必要があります。

施策の方針

- ・セミナーやフォーラムによる意識啓発を図ります。
- ・学校や公民館等での学習機会の充実を図ります。
- ・人権の課題に取り組む団体との連携・支援を強化します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
焼津市は「人権意識」が定着した住み良い市だと感じる市民の割合	%	33	40
自身がまわりに認められ（人権が）尊重されていると思う市民の割合	%	53	55

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーやフォーラムによる意識啓発を行います。 ・学校や公民館などでの学習機会の充実を図ります。人権の課題に取り組む団体との連携・支援を強化します。
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が社会参画するための学習機会の充実を図ります。 ・企業と連携してワークライフバランスの実現に向けて啓発活動を展開します。 ・市役所における男女共同参画に向けての取り組みを推進します。具体的には、女性の審議会等の登用率 35%を目指します。
多文化共生社会の推進	<p>在住外国人に市政情報をわかりやすく提供します。</p> <p>さまざまな国の文化をお互いに理解する機会を拡充します。</p>

市民と行政の役割分担

市 民

- ・市民は、職場、学校、地域、家庭等の各場面において、思いやりを持つ心を醸成し、相互に人権を尊重します。
- ・地域、事業所は、人権尊重などの重要性を認識し、行動します。

行 政

- ・人権について市民の意識が高まるようセミナー・フォーラム・交流会・キャンペーン等の啓発を行い、相談体制を整えます。
- ・関連団体の事業を支援します。
- ・ユニバーサルデザインを推進します。

(2)情報共有化の推進

施策の目的

対 象	意 図
市民、議会、行政	情報を共有する

現状と課題

・市から市民への情報提供については、広報紙などを通じて行っていますが、市の情報を十分得られていると感じる市民の割合は4割程度であり、決して高いとはいえません。一方で、広報紙や議会だよりについて読んで内容が理解できると回答した市民は7割超となっています。行政が伝えたい情報と市民が求める情報との食い違いを把握し、解消する必要があります。また、情報を伝達する手段の多様化、情報格差への対応が必要です。

・市民からの意見が行政に届きやすいと感じる市民の割合は、2割程度であり、低い水準です。市民が意見をどのように伝えればよいか手段がわからないということや伝えた結果として、どのような対応がなされたかがわからない、一部には自分の意見通りにならないということも含まれている可能性があります。市政懇談会など、双方向のやり取りができるような活動を推進することが必要です。

施策の方針

- ・情報格差の拡大を抑えるため、多様な媒体により市民に情報を伝達するように努めます。
- ・ホームページ、広報誌、市政懇談会等、双方向のやり取りができるような活動を推進します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
市の情報を十分得られていると感じる市民の割合	%	39	60
意見が行政に届きやすいと感じる市民の割合	%	20	30

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の多様化により、情報格差が生じているため、多様な媒体や新たな情報伝達手段の活用などにより市民が情報を確実に収集できるように取り組みます。 ・市民が求める情報を調査するなど把握し、情報の内容の精査や時、所、場合に応じた情報入手の方法について市民にわかりやすく伝えるなど取り組みます。
広聴活動の充実	市民が情報を発信しやすいような広聴の仕組み作りに取り組みます。
情報交換の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に市政への関心をより高めてもらい、双方向のやり取りができるような情報交換の機会を拡充します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市民・地域は、情報を得られる機会を積極的に利用します。
- ・市民・地域は、必要とする情報が得られない場合は、積極的に地域や行政に求めます。
- ・市民・地域は、自分たちからも地域や行政に情報を発信します。

行政

- ・必要とされる情報を迅速に分かりやすく提供します。
- ・行政情報を積極的に開示します。
- ・発信した情報がどのように受信されたか確認します。
- ・求められている情報は何かを把握します。
- ・情報交換の機会や場を提供します。
- ・情報入手の方法についてわかりやすく伝えます。

(3) 市民参画と協働の推進（重点施策）

施策の目的

対 象	意 図
・ 市民	・ まちづくりに参画・参加する
・ 市民（地域・団体）と行政	・ 共通の目標に向けて、対等の立場で互いが主体となってまちづくりに取り組む

・ 行政が

現状と課題

・ 市民参画や市民と行政の協働について、審議会など市の事業に参画した市民の数は2,819人(1.7%)であり、アンケートでまちづくりに参加したと回答した市民の割合は30%となっています。平成20年度の市民意識調査では「市民参画」や「協働」という言葉やその意味を知っている市民は17.4%ですが、一方で6割が言葉を聞いたこともないと回答しており、2割程度が言葉を聞いたことはあるが意味は知らないという状況にあります。市民参画や協働の意味とともにその必要性を理解してもらう必要があります。

・ 市民と行政がともに創るまちづくりを実現するためには、まちづくりの目標と情報を共有することが重要です。そのための手段として、市民と行政が共に学習し、議論する機会を増やすことが必要です。

・ 市民参画と協働の推進には取り組む担い手を拡充させていくことが必要です。団体、NPO等の組織間の交流機会の提供や交流拠点の確保についても推進していくことが求められています。

施策の方針

- ・ 「協働事業数」を倍増させて、まちづくり参加者数を増やします。
- ・ 市民と行政がともに学習し、議論する機会を増やすよう努めます。
- ・ まちづくり活動団体への、自立に向けた支援に努めます。
- ・ まちづくり活動団体の組織間の交流機会の提供や交流拠点の確保に努めます。
- ・ 市民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例の制定に取り組みます。
- ・ 「審議会等に参画した市民の人数」について、平成21年度は総合計画の策定に携わった市民の方が多数いたため突出して高い水準となっています。26年度においても21年度の水準を目指すこととします。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
協働事業数 1	事業	34	68
まちづくり活動を協働して行っている地域・団体数	団体	42	60
まちづくりに参加した市民の割合	%	30	45
審議会等に参画した市民の人数	人	2,819	2,800

1 協働事業数 市が、市民（地域・団体）とともに企画し実行している事業の数

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
協働体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等について、市民公募委員を各会2人以上登用します。 ・ まちづくり活動団体への自立に向けた支援を行います。 ・ 市民協働の指針を策定し、指針に沿って事業を進めるとともに、協働の視点で評価を行います。 ・ 協働すべき事業を明確にし、協働事業数を26年度には倍に増やします。 ・ 協働事業を提案して、市民組織の活力を引き出します。 ・ 自治基本条例について調査検討し、条例制定に取り組みます。
市民活動（交流）拠点の確保と利活用の推進	市民活動（交流）拠点を確保し、利活用を図ることで、まちづくり活動の促進と団体の組織間の交流機会を提供します。
市民と行政が共に学習する機会の拡大	市民と行政がともに学習し、議論する機会を増やします。
人材の育成	協働事業の担い手を広げる取り組みの充実を図ります。また、まちづくり活動をコーディネートする人材の養成を推進します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・ 市民は、一人ひとりが地域コミュニティのために行動を起こします。日頃から市政に関連する情報を取得し、理解します。また、協議会等の公募に積極的に応募し、政策・施策の企画（計画づくり含む）、実施や評価に関与するとともに地域やまちづくりの課題解決に取り組みます。
- ・ 地域・団体は、行政（市）や市民と目標を共有のうえ、主体的に地域やまちづくりの課題解決に取り組みます。
- ・ 事業所は、社会の一員としての責任として、地域社会に貢献します。

行政

- ・ 協働事業を提案して市民組織の活力を引き出します。
- ・ 協働の取組に対する資金的枠組みや制度の構築もしくは支援をします。
- ・ まちづくりに市民が参画できる機会を増やします（例.協議会等の設置にあたって市民公募の手法を用いる）。
- ・ 市民が活動できる場を（活動拠点、交流拠点づくり）提供します。
- ・ 市民と市が共に協働について学び、考える機会をつくります。
- ・ 市民によるまちづくりをコーディネート（皆の思いを形に）する人材を養成します。

(4) 市民満足度の高い行政運営

施策の目的

対 象	意 図
行政	市民満足度が高まる

現状と課題

- ・焼津市の行政サービスに対する市民の満足度は、40%程度であり、不満である24.7%と比較すると多い割合となっています。不満であるとした理由としては、市の職員と接した時の対応が悪かったことをあげる人が多い傾向にあります。職員の接遇面での意識や態度を改善することが市民から求められています。また、市民ニーズが多様化している中で、市としてできること、やるべきことを市民に明確に伝える必要があります。
- ・全事務事業について事務事業評価を実施し、行政評価システムによるPDSサイクルを確実に実行し、絶えず事務事業の改善に努め、成果を重視した行政運営を進めています。施策や事務事業の評価にとどまらず、資源（人、金）の適正配分につながる仕組みづくりをする必要があります。また、総合計画、実施計画、予算、決算、行政評価、組織、人事評価等の連動を推進する必要があります。
- ・市の課題に的確・柔軟に対応するための組織・機構の見直しを行うとともに定員適正化計画の配置方針に基づいて職員配置を進めています。行政改革を能率的かつ効率的に執行することを進めていく中で、「最少の経費で最大の効果を挙げる」べく、職員定数についても適正な人数の配置となるよう目標を設定し、人事的な配慮を行っていく必要があります。

施策の方針

- ・地域別に異なる行政サービスの一元化が求められていることから、満足度の低い地域の成果向上を図ります。
- ・職員の接遇面での意識や態度を改善することが市民から求められており、また市民の不満の要因ともなっていることから職員の意識の向上を図ります。
- ・「苦情の件数」については、市民ニーズが多様化している中で「事業内容に関するもの（要望・提案）の件数」の増加が見込まれますが、「接遇に関するもの」を減少させ、全体として増加を抑制させることとします。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
行政サービスに満足している市民の割合	%	42	60
苦情の件数	件	190	260

「苦情の件数」は、市の「意見箱」と「市へのメール」に寄せられた意見のうち、接遇に関するもの、事業内容に関するもの（苦情）、事業内容に関するもの（要望・提案）の件数の合計として集計したものです。

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
計画的な事業の推進	全事務事業について事務事業評価を実施し、行政評価システムによるPDSサイクルを確実にいき、絶えず事務事業を改善し、成果を重視した行政運営を進めます。
適正かつ効果的な組織の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画、実施計画、予算、決算、行政評価、組織、人事評価等の連動を推進します。 ・ 機能重視の組織体制の確立や職員の適正配置を行います。 ・ 個人情報保護などの情報セキュリティ対策を進めます。
適正な施設の運営	市の施設が老朽化しているため、適切な維持管理を行います。
人材の育成	政策立案能力や問題解決能力など、行政職員に求められる能力の向上のための職員研修の充実を図ります。
市民サービスの向上	わかりやすく、素早く、気持ち良く手続きが終わる利便性の高いサービスを提供します。

市民と行政の役割分担

市民

- ・ 市の取り巻く環境や市の取り組みを知り、理解します。
- ・ 必要な行政サービスが確保されているかを確認します。
- ・ 市民本位の行政運営が進められているか確認します。
- ・ 効率的・効果的に行政運営が進められているか確認します。
- ・ 市民への説明責任が果たされているか確認します。

行政

- ・ 事務事業評価を実施し、行政評価システムによるPDSサイクルを確実にいき、市民本位の行政運営を進め、その結果を市民に説明します。
- ・ 機能重視の組織体制の確立や職員の人材育成・適正配置に努めます。
- ・ 市が保有する財産（施設等）や情報を適切に管理し、有効に活用します。

(5) 健全な財政運営

施策の目的

対 象	意 図
行政（財政）	健全な財政運営を行う

現状と課題

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質公債費比率、将来負担比率）は、いずれも健全とされる範囲にあります。また、自主財源比率や経常収支比率は県内都市の平均値を上回っており、健全な財政運営がなされているといえます。
- ・しかし、景気の低迷による市税収入の減、三位一体改革による普通交付税、国庫補助負担金の減などにより歳入の確保は厳しさを増しています。そのような中で、区画整理事業、公共下水道事業、公共施設耐震化などの事業を抱えており、財政的には各種財政指標に表れている状況より厳しい状況と考えられます。
- ・今後の財政運営にあたっては、歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し健全財政の維持に努める必要があります。
- ・自主財源の確保のため、課税客体の正確な把握と収納率の向上に努める必要があります。また、公有地の売却や貸し付けなどを検討し、公有地の有効活用を進める必要があります。
- ・市税等の滞納が増える傾向であり、財源の確保だけでなく、公平性の確保という観点からも、滞納対策の強化が求められています。
- ・このような財政状況を市民に理解していただくため、バランスシート（貸借対照表）などの財務諸表をわかりやすい形で公表していく必要があります。

施策の方針

- ・今後の財政運営にあたっては、歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し健全財政の維持に努めます。
- ・課税客体の正確な把握と収納率の向上、公有地の有効活用を進める等自主財源の確保に努めます。
- ・バランスシート（貸借対照表）などの財務諸表を市民にわかりやすい形で公表します。

成果指標

成果指標名	単位	現状値 （平成 21 年度）	目標値 （平成 26 年度）
実質公債費比率（25.0 以上で早期健全化） （35.0 以上で財政再生）	%	13	13
将来負担比率（350.0 以上で早期健全化）	%	92	95
自主財源比率	%	61	60
経常収支比率	%	82	80

目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本的な取り組み （基本事業）	基本計画期間における取り組み方針
歳入（財源）の確保	自主財源の確保のために、次の取り組みを進めていきます。 ・課税客体の正確な把握と収納率の向上 ・使用料などの受益者負担の適正化 ・税外収入の滞納対策の強化 ・公有地の貸付や売却 ・広告収入など新たな財源の開拓 ・特定目的基金の活用 依存財源の確保のために、次の取り組みを進めていきます。 ・国・県などの補助制度の活用 ・後年度負担を考慮した市債の活用
身の丈に合った財政運営	・歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し、健全財政を維持します。 ・中長期財政計画（財政見通し）に基づき、後年度負担を考慮した事業採択、予算編成を行います。 ・バランスシート（貸借対照表）などの財務諸表を市民にわかりやすく公表します。
適正な会計、財務処理の執行	・法令を厳守した適正な処理を行います。

市民と行政の役割分担

市民

- ・市の財政状況や健全な財政運営の必要性を理解します。
- ・市税や使用料等の納付義務を果たします。
- ・市民や地域ができること、やるべきことは、市民や地域で行います。

行政

- ・健全な財政運営は、市が一義的に取り組むべきものであり、自主財源の確保、行財政改革の推進、財政状況などの情報提供を行います。
- ・財政状況を市民にわかりやすく伝えます。